

平成29年11月定例会 防災対策特別委員会 (付託)

平成29年12月12日 (火)

〔委員会の概要〕

西沢委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10時32分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○災害時の薬局業務継続計画(薬局BCP)作成の手引きについて(資料①)

○徳島東警察署庁舎整備等PFI事業に係る落札者の決定について(資料②)

木下保健福祉部長

保健福祉部より一点、御報告申し上げます。災害時の薬局業務継続計画(薬局BCP)作成の手引きについてでございます。お手元に、資料1-1として概要を、資料1-2として全体版をお配りしております。資料1-1の概要を用いて説明させていただきます。1の作成に至った背景としましては、熊本地震や東日本大震災など過去の災害事例より、薬局が地域の災害医療を担う重要な役割をしっかりと果たすためには、各薬局が早期復旧して業務を継続し、地域と連携した災害医療活動に参加することが求められていることとございます。2の目的としましては、災害時に一人でも多くの県民の命を守りつつ、平時から災害時、災害時から平時へのつなぎ目のないシームレスな医療提供体制を構築するため、県内の薬局に薬局BCPの作成を指導し、災害に強い薬局を育成することにより、災害発生時における医薬品等供給、薬剤師派遣体制の強化を図るものでございます。報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

佐藤警備部長

私からは新防災センターとなる庁舎を整備する徳島東警察署庁舎整備等PFI事業の落札者決定について、御手元の資料2に基づき、御報告申し上げます。

資料1, 2ページには、入札や審査の経緯等を記載しております。本事業については民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、平成28年10月に実施方針を公表、本年6月6日に入札公告を行ったところ、4グループの入札参加がありました。各グループの提案について、学識経験者等からなる事業者選定委員会において審査を行っていただきましたところ、総合評価で大林組グループの提案が最も優秀であるとの報告を頂きました。県警察では、選定委員会の審査結果を踏まえ、大林組グループを落札者と決定し、去る12月4日に公表いたしました。なお、落札金額については、75億

3,166万9,667円であります。

資料3,4ページには、同グループの提案概要を記載しております。庁舎は地上6階建て、延べ床面積約1万542平方メートル、免震構造とするなどした提案であり、各パース図は御覧のとおりであります。

落札者決定についての説明は以上でございますが、先般、リニア新幹線工事に関して、東京地方検察庁が落札グループの代表企業である株式会社大林組本社等の捜索を行ったとの報道がなされたところであります。本PFI事業の契約に向けた諸手続については、今後の状況も見据えながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、引き続き、御指導、御鞭撻<sup>べんたつ</sup>を賜りますようお願い申し上げます。

西沢委員長

以上で、報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

須見委員

今、報告があったPFI事業の徳島東警察署落札業者大林組についての報道について、何点かお伺いをいたしたいと思っております。リニア新幹線の関連工事の入札において不正があったとの報道に対しまして、徳島県として現状知っていることがあれば教えてください。

高橋拠点整備課長

私どもとしましては、まず報道でリニア関連工事で不正があったこと、また大林組からは昨日連絡がありまして、偽計業務妨害容疑で東京地方検察庁が大林組本社等を捜索したということであります。それ以上のことに関しましては承知をいたしておりません。

須見委員

それでは、現状落札業者との契約の状況や今後の事業なり契約の具体的なスケジュールを教えてくださいたいと思っております。

高橋拠点整備課長

先ほど、警備部長のほうから御報告をいたしましたとおり、徳島東警察署の庁舎整備PFI事業の落札者を大林グループと決定したところであります。現在、県と同グループを構成する企業との間で、ジョイントベンチャーみたいなものですが、SPC(スペシャルパーパスカンパニー)の設立手続、また事業契約等の相互協力、契約が不調に至ったような場合の措置等を内容とする基本協定の締結に向けた作業を進めているところであります。基本協定締結後は、仮契約を来年の1月をめどに行い、5億円を超える工事はPFI法に基づいて議会の議決が必要なものですから、2月議会上程、こういうスケジュール

で進めているところであります。

#### 須見委員

通常の入札とは異なりまして、落札から契約まで一定時間がある程度必要なのかなあと  
思う中で、まず基本協定を締結するということであるのですが、こういう報道がなされて  
いる現状においても、基本協定の手続を進めていくのですか。

#### 高橋拠点整備課長

今も委員からありましたように、PFI事業の場合、落札者が決定してSPCという企  
業体を構成していただく必要があります。また契約までに議決を必要としますので、ある  
一定の期間を必要とするわけでありまして、そこで今回の入札をこうこうしたという  
ふうに説明書というのを示しておりますけれども、この中で落札者が指名停止等に至ったよ  
うな場合は、基本協定を締結しないこともあるということを示しております。現時点は捜  
索を受けたという範疇ちゆうでありまして、指名停止等の処分を受けたものではありません。し  
たがいまして基本締結を締結しない理由というのはございませぬけれども、ただ事業者等  
からの辞退があれば、この限りでないと思っております、警備部長からありましたように  
今後の推移を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

#### 須見委員

それでは、落札業者が指名停止を受けない限りは基本協定をまいて、本契約もまくんで  
しょうけど、この後、仮定の話なんですけど、落札業者がもしかして指名停止になるよう  
なことがあった場合はどうなんですか。

#### 高橋拠点整備課長

基本、手続的な面で申し上げます。仮定の分はちょっと外しまして手続を申しますと、  
基本協定においては、本契約を締結しない場合についても明記をすることとしておりまし  
て、具体的には事業者が基本協定を締結した後に、例えば、独占禁止法による排除措置命  
令であるとか、また県からの入札参加資格停止、こういう処分を受けた場合においては、  
県は当該事業者と契約しないことができる、そういう規定を設けております。したが  
いまして、先ほど申しましたように、大林組等から辞退があった場合、これは基本協定を結  
ばないわけでありまして、基本協定を結んだ場合においても、本契約に移行するか  
否か、これは今後の事業に与える進捗等を慎重に考慮して判断してもらいたいと思  
っております。

#### 須見委員

基本協定をまいた後に、落札業者に何かがあって辞退するという事になったら、何か  
罰則みたいなものはあるんですか。

#### 高橋拠点整備課長

違約金という形で設けていまして、ケースによりまして、一つのケースとして言

えば、施設整備費のうち約20パーセントを違約金として県に支払うという、そういう制度になっております。したがって、先ほど75億円という落札価格の決定をお示ししましたけれども、本件は約50億円が建設の経費でありますので、約10億円の違約金が発生するものと考えております。

#### 須見委員

ということは、落札業者さんも自分のところが何らかの形で指名停止になることがあると強く思うのであれば、基本協定はまかないということが考えられるということでしょうか。

#### 高橋拠点整備課長

捜査のことに关してでありますけれども、例えば捜索というのも捜査手法の一環でありますし、また逮捕ということもあります。この事実関係がどうであるかは別にしまして、一般的に捜査手続でいうと、仮に被疑者を逮捕する、これ将来的に無罪になるならないは別にしまして、逮捕という手法は捜査手続としてはあり得るものと思っております。本県の入札停止の場合は、例えば従業員等、役員等が、法令等の違反で逮捕という形になる場合になると、指名停止になる可能性がありますので、そういうリスクというものをどう考えるかということになってくると思っています。そこらを可能性として、本件のリニア関連の事件が白か黒かというのは別にしまして、当然違約金の問題も含めて、そこらは事業者が判断をされるものと考えております。

#### 須見委員

事業者が考えるということですが、その落札事業者がもし仮に辞退をした場合、改めて入札が行われるのか、次点なり次についていた所が繰り上がって仕事を受けるようになるのか、そこら辺どうなのですか。

#### 高橋拠点整備課長

二つの観点を御説明したいと思っておりますが、県警察においては、限られた体制、警察官、警察職員、数名の営繕職員の下で、交番、駐在所であるとか、いろいろな事業を行っております。そういう中で、本事業につきましては、計画から約6年を費やしてここまできたというところでありまして、事業の大目的は、やはり県都徳島市の治安対策、これはもとよりですが、近い将来発生が予想されています南海トラフの巨大地震に対応、各種の災害の対応等々ありまして、ここら辺というのは大きな目的の一つであります。

仮に例えば今回の件に关しまして、再入札を行って、事業者の参加が無い場合ということも想定されますし、また従来方式に改めて事業を進める、こうした場合には、更に時間を要してですね、一般的な数字を申し上げるのは適当でないかも分かりませんが、私の認識では少なくとも5年以上の遅れが生じるのではないかと考えております。そうすると結果的には、治安維持であるとか、災害対策機能には影響を及ぼすものと考えております。本事業においては、こうした事業の遅れを生じさせないために、落札者と契約に至らなかった場合、次点であるとか、次々点との随意契約を行う場合もあるとして、地方自治

法であるとか、WTO案件に係る特例措置についても盛り込んだところでありまして、今度、提案は4グループから頂きました。各々やはりすばらしい提案でありまして、我々が求める要求水準というのは達しておりますので、引き続きこの事業においては、次点者等と契約を進める場合があるということについても、御理解いただきたいと思います。

#### 須見委員

落札業者が辞退をした場合は、次点ということなんですけど、昨日のネットニュースにもその次点となる清水建設グループの幹部が辞職というニュースもネットには踊っている中で、どこまでの事件というか、どこまでの事案が、落札業者に影響を与えると考えておりますか。

#### 高橋拠点整備課長

本件、私どもは手続にのっとなってやっているところでありまして、先ほど言いましたように、例えば独占禁止法による排除措置命令であるとか、県の入札指名の停止処分を受けたような場合についてという話でありますので、そこらというのはそういう観点の話でありまして、そこらの処分がなければ、契約手続を進めるということであります。ただ先ほど申しましたように、今回の大林組の件に関しましては、逮捕であるとか、そういう可能性も含めまして否定できない。それを事業者がどういうふうにかかるとありますけども、これは本件に関しましては、事業者の辞退ということもあり得るのかなと考えておりますが、その要因につきましては個別に考えてまいりたいと考えております。

#### 須見委員

事業者、落札事業者が辞退することになれば、2番手、2番手もなったら3番手、順繰りにしていくわけなんでしょうけど、一番いいと思って選ばれたのが落札業者であるわけです。1番が駄目だったから、2番で、3番でという、もう計画から6年も経ってるわけですし、目的の中では老朽化が著しいほか、十分な耐震性も備えていないと、治安維持や南海トラフ巨大地震等の災害対応が懸念されていると事業目的として何かの資料に書いてあったと思います。2番手、3番手の業者がするという事になれば、県民としても、あそこの目立つ場所に1番じゃないところが建てるのかみたいな違和感もなきにしもあらずと思います。計画のスケジュール感でいうと2月の議会で議決を頂くということになると思いますので、そういう中で一刻も早く建て替えをしなければならぬとは思っておりますので、2月議会で議員の皆様方にしっかりと承認される、議決されるような説明をしっかりとやってほしいし、スピード感を持ってしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

この件に関しては以上なんですけど、続きまして、先月の11月27日の朝日新聞の中に、南海トラフ仮設205万戸が必要という記事が載った件でちょっとお伺いをいたします。内閣府で検討されている大規模発災時における被災者の住まい確保対策について、南海トラフ巨大地震では東日本大震災の16倍以上必要であるというショッキングな数字がマスコミ報道でもあったところでございます。そこでお伺いをしたいと思います。南海トラフ巨大地震が発生した場合、仮設200万戸が必要ということですが、徳島県においての必

要戸数を教えていただきたいと思います。

島田とくしまゼロ作戦課長

ただいま、須見委員のほうから県内の仮設住宅の確保の試算について御質問を頂いたところでございます。南海トラフ巨大地震におきましては、被害想定の中で、県全体で7万200戸の応急仮設住宅が必要と試算をしているところでございます。このうち、7,200戸につきましては、民間や公営住宅などのみなし仮設住宅により確保する予定でございまして、残り6万3,000戸を確保する必要があると考えております。

須見委員

7万200戸の応急仮設住宅が必要のうち、7,200戸がみなし仮設、残りの6万3,000戸が応急仮設住宅ということになるわけですが、6万3,000戸の住宅を建てるとなったら非常に多くの土地が必要となると思われまいます。現状、確保状況についてお伺いいたしたいと思ひます。

林応急仮設住宅用地対策担当室長

須見委員のほうから応急仮設住宅用地確保状況についての御質問でございます。御指摘のとおり、6万3,000戸、建設数が非常に多く、土地が必要でございまして、昨年度24市町村に対しまして応急仮設住宅の用地確保につきましては調査を行ったところでございます。この結果、約6万7,000戸に相当する用地が確保できるめどが立っている状況でございます。しかしながら、この候補地の中には民間の駐車場など、2年以上といった一定の利用期間に支障がある土地用地ですとかライフラインが未整備である用地、あるいは土地の造成が必要な用地、こういったものが含まれているところでございます。現在こういったものに対しまして精度を高める調査を実施している状況でございまして、年度末を目指して取りまとめを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

須見委員

まだまだ未整備の用地などが含まれているということで、精度を高めて調査を行っていると、年度末を目指して調整できるようにしたいということなので、その部分に関してはしっかりと調査をして次年度末じゃなくて一日でも早く公表できるように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。そういった中で、次にその上に建てる仮設住宅の確保状況についてお伺いをいたしたいと思ひます。今の現状、どういう状況になっているんでしょうか。

藤本建築指導室長

ただいま、仮設住宅の現状の確保状況についてということで御質問を頂きました。応急仮設住宅の建設につきましては全国的な団体である一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会の協力の下、この2団体で現在2万3,000戸確保できるような協定を締結しているところでございます。

## 須見委員

先ほど、全体的には7万200戸で7,200戸がみなし仮設住宅ということで、6万3,000戸の応急仮設住宅が必要といった中で、全国木造建設事業協会なりプレハブ建築協会の協定の下においては2万3,000戸と、残りの4万戸の部分に関してはまだ決まってないような感じがするんですが、この不足分に対してはどのように。

## 藤本建築指導室長

ただいま、応急仮設住宅の不足分についての対応ということで御質問を頂きました。豊富な森林資源を有する本県の強みを生かしまして、災害時には応急仮設住宅の建設に利用できます県産材の流通備蓄の仕組みづくりを支援をしているところでございます。また、県産材を活用いたしまして、部材の再利用や恒久住宅への転用を考慮した、徳島ならではの木造応急仮設住宅モデル、これの設計が昨年度に完了しております。このことから、今年度は建設業者向けの技術講習会の実施をいたしまして、柱とか梁の骨組みを組み立ててみて、その施工性とか解体とか再利用のしやすさ等の検証をする予定でございます。

さらには、木造応急仮設住宅モデルの普及を図りますとともに、東日本大震災でも実施されております、公募による仮設住宅の提供の研究等、重層的かつ多様な方法により必要戸数の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

## 須見委員

県産材の流通備蓄の仕組みづくりとか木造応急仮設住宅モデルですかね、講習会を行ったり、柱、梁が一緒に使えるものであったり、講習会の中で施工性の確認をしていったりということなんですけど、現状その木造応急仮設住宅モデルとか県産材の流通備蓄についてはどのようなものになっているのでしょうか。

## 井関森林整備課長

ただいま、須見委員より流通備蓄についての御質問を頂戴いたしました。県南地域におきましては大規模災害時に輸送路の分断により、孤立化や救援の遅れが想定されることから、現在、美波町におきまして、行政、素材生産業者それから製材事業者と連携いたしまして、発災時の仮設住宅の資材として利用できるような町産材を使った小規模な流通備蓄の仕組みづくりを検討しているところでございまして、県はこれについて支援を進めているところでございます。現在の取組といたしましては関係者で構成されました美波町木材流通備蓄協議会、これを通しまして基本構想等を策定して様々な課題について検討を進めているところでございます。

## 須見委員

検討ということですが、県産材の流通備蓄材を使用した木造応急仮設住宅に関しては美波町で何棟建てるとか備蓄が何棟分ありますとか、そういった具体的なところまではまだ進んでないということですか。

## 井関森林整備課長

ただいまの御質問についてでございますが、現在もこの基本構想を策定してどういうふうなのが必要かと、現在、具体的なものといたしましては流通備蓄の倉庫、これを今年度、建設中でございますが、具体的な内容については、今後、更に検討を進めていくというふうな状況でございます。

須見委員

これ美波町だけで言ったら、基本的には木造応急仮設住宅は何棟ですか。分からなかったらいいです。

井関森林整備課長

町の計画書から読みとりますと、美波町における仮設住宅の必要数は1,200戸というふうな計画が示されていたと思うところでございます。

須見委員

1,200戸、大きい数字なので一刻も早く仕組みづくりをしっかりとできるように、県としても進めていただきたいと思います。それで発災しましたとなった時に、発災後、応急仮設住宅を建てるに至るまでにどのような流れで行われるかお伺いしたいと思います。

藤本建築指導室長

発災後の応急仮設住宅の建設の流れということで御質問を頂きました。県は発災後に被害状況から、まず大まかな応急仮設住宅の必要戸数の推計を行いまして、協定を締結している団体へ連絡いたしまして建設準備を行っていただきます。それと並行いたしまして、市町村が建設候補地と必要戸数につきまして取りまとめを行いまして、県は市町村からの要望を受けまして建設用地等を確定し、協定を締結している団体から斡旋されたその会員の会社に建設工事を発注いたしまして、着工となるということでございます。なお、東日本大震災におきましては、入居の開始は発災から21日目であったと聞いております。

須見委員

東日本では入居開始が3週間後ということで、発災してから3週間で入れるようになったということですが、今聞く限り、かなり入居が開始されるに至るまで煩雑な業務があるように思われます。当然、発災して被災した方々はすぐにでも応急仮設住宅を建ててくれという思いがある中において、少しでも早く着工することが必要でないかとは思っている中において、そのために先ほど言っていた用地の調査がかなりスピード感を持ってやっていただきたいと思う中で、仮設住宅を建てるために協定をまいた業者がありますよね。そういった全国木造建設事業協会とかプレハブ建築協会等に候補地となる敷地の図面とかを提供して、発災の前、前もってここに何棟建てられるんだというようなレイアウトなんかを考えてもらうことも必要なんじゃないかなあと思うんですけども、それについてはどうでしょう。

藤本建築指導室長



ただいま、事前に締結している団体に土地の配置図等の情報を提供してはどうかということで御質問を頂きました。発災後、応急仮設住宅の建設に早期に着手するためにも、平時から協定を締結しております団体と情報を共有いたしまして、事前に配置計画を検討していただくということは非常に重要であると考えております。協定締結団体への情報提供につきましては、その実施に向けまして、今後、市町村とも協議をしてまいりたいと考えております。

#### 須見委員

せっかく協定をまいているわけですから、その協定をまいてる全国木造建設事業協会とかプレハブ建築協会とかといろいろ協力しながら、一日でも早く一人でも多く、発災後はスムーズに応急仮設住宅に入っていただけるように、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

#### 上村委員

私も三つお伺いしたいと思えます。一つは先ほど須見委員からも言われました徳島東署庁舎の整備PFI事業についてですけれども。12月4日にこういうふうな図も示されて事業者が決定しましたということで聞いたばかりだったんですけれども、大林組が今捜索を受けているということで、私たち日本共産党としては、この東警察署の庁舎整備計画については裁判所と警察署が非常に狭い敷地の中で並び立つ問題ですとか、県下で最も渋滞する道路に面していて緊急車両が出入りするのに非常に危険だという問題とか、あと県都の中心部での景観の問題、こういったことで徳島弁護士会はじめ、県民からも計画の見直しを求める声が上がっていたところです。

また、私たち日本共産党県議団としても大手ゼネコンのもうけ中心で地元業者の仕事を奪うものとしてPFI事業そのものにも反対してきた経過もあります。こういったことで大林組が今捜索を受けているということで、要するに県としては経過を見守って、来年の契約がどうなるのか、まだ今の時点で分からないというふうな状況ですけれども、公平公正を掲げる県警察本部として、この事態をもう少し深刻に捉えなくてはいけないのではないかと考えているところです。

この資料2を見ますと、このPFI事業に係る業者選定委員会というのがありまして、その2枚目に審査結果というのが出ていますけれども、この定性評価点、価格評価点、価格評価点というのは分かるんですけども、この定性評価点は一体どんなことを評価したのか。大林組については新聞報道でもありますけれども、既に2006年、2007年と過去に何度も自治体発注の工事をめぐって談合や独占禁止法違反などの罪で幹部らが立件されていると、こういった経過もあるわけなので、これが事業者選定委員会で問題にならなかったのか、審査の基準というのは一体どういうものなのかというのを、ちょっとお伺いしたいと思えます。

#### 高橋拠点整備課長

先ほど委員さんからもありましたように、東警察署の移転場所の問題、また景観の問題、また駐車場、その他周辺交通に与える影響等々について、またPFI事業に関してもであ

りますけれども、特にPFI事業については地元うんぬんの賛同できないのではないかな等々の話がありました。こういうことを踏まえましてPFI事業に係る要求水準書というものを作りまして、これをお示しをして、それでその中に、今、お話したような内容というのも審査の中に盛り込んでまいりました。

定性評価、これは700点という形で設けておりますけれども、その内容は、まず事業計画に関する事、これは70点ですね。それと設計建築に関する事、これは400点であります。維持管理運営業務に関する事、これは160点。それと地域経済への配慮、これも10パーセントの70点という形で評価しております。4事業者ともいずれも良い提案を頂いておりますし、我々がお示しをした景観であるとか、また周辺交通の影響等々について、いずれもクリアされるものと考えております。その中でも点数という形を総合的に大林組が評価が良かったというところでありまして、例えば個別に見ると清水建設が良かったとかそれはありますけれども総合点として良かったと。結果として1グループと2グループの差というのは平均で12点ということでもありますけれども、いずれにしても良い評価を頂いたというところの形で点を示しておると。

今回に関しましては、我々非常に重たく受け止めておりまして、そこは今後の契約も含めまして先ほど須見委員にも御質問に答弁いたしましたけれども、今後は適正に対応してまいりたいと考えています。

上村委員

質問に答えていただけてないなあと思うんですけども、この大林組について入札があった時点で、こういったグループがどういうふうな経過でいろいろな事業をしてきたのかを調べていると思うんですけども、こういった逮捕、立件とかそういうものについては、これ審査委員会では審査対象にならないという印象を受けるんですけども、いかがですか。

高橋拠点整備課長

失礼しました、あらかじめ、審査委員会の委員には先ほど申しました内容の評価を頂きました。本件に関しましては、まず入札の前に資格審査というのを先行して、そこには参加者の構成の確認であるとか失格要件等々を個別に審査をしまして、いずれも4グループともその資格審査を通過した、この上で入札に参加していただいたということがありますので、そこは制度にのっとって適正にみなされたものと考えております。

上村委員

ということは、過去のそういった事案については基本的には問題ではないということですかね。

高橋拠点整備課長

制度設計上において問題はなかったと認識しております。

上村委員

制度設計上、問題はないというのはどういう意味なんですか。

高橋拠点整備課長

入札参加資格要件を定めた、これに関して適合していたということであります。

上村委員

入札参加資格というのが、どういうふうに条件付けられているのかというのが分かりませんが、具体的に言うところといった様々な過去の逮捕、立件の問題とかそういう事については、これ資格審査には引っ掛からないというふうな理解でいいんですか。

高橋拠点整備課長

先ほど来、答弁しておりますが独占禁止法による排除措置勧告であるとか、県の入札指名の資格要件これに該当していた場合は、当然、失格となり得ると考えておりますけども、その時点においてそういうものはなかったということであります。

上村委員

そういう独占禁止法等に当たるものはなかったということなんですけれども、一般県民からすると、こういった報道もされている中で、仮に大林組で契約をするというふうになると非常に汚点が残るんじゃないかということをお心配しているわけです。後の入札参加者、1位、2位、3位、4位と順番が付いていますが、ここについても皆、一応そういった審査を経て入札をされているので、先ほど須見委員もちょっと清水建設の役員の辞任の問題とか出ましたけれども、大丈夫なんじゃないかな。もし、仮に大林組が辞退をするとなつて2番目、3番目と契約するという事になれば、またこういった問題が起こる可能性もないとは言えないので、その辺はちょっと是非事前にお伺いしておきたいと思っております。

高橋拠点整備課長

契約の手續に関してでありますけれども、これは何もPFIに関わらず一般公共事業においても、また物品の購入等においても同じような手續がなされるわけでありまして、今後、先ほど来申し上げているとおり、そういう状況を見据えまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

上村委員

今は搜索の段階で立件されたわけでもないのですが、経過を見守るしかないということなんですけれども、是非やっぱりこの警察庁舎の建設について汚点が残らないようにしていただきたいなあと思うところです。

二点目ですが、避難所対策で指定緊急避難場所の確保に関連して事前委員会でも少しお伺いしたんですけれども、南海トラフ避難所対策で想定される避難所数に対する避難所の指定が遅れていると、そういったことで徳島県、取り上げられていました。この避難場所と避難所の違いとか指定の問題等、説明も頂いて、今後の取組についても事前委員会である程度御答弁を頂いたと思うんですが、県の施設のうち、避難所として指定されている施

設はあるんでしょうか。ちょっとこの点、お伺いしたいと思います。

島田とくしまゼロ作戦課長

ただいま、上村委員のほうから県有施設の避難所指定の件について御質問を頂きました。県有施設につきましては、避難所で指定されている施設として23施設ございます。

上村委員

具体的にどういった所があるんでしょうか。ちょっと施設の名前を挙げていただくとイメージが湧くんですけど。

島田とくしまゼロ作戦課長

具体的な名前といたしましては、県立学校が19校、そしてその他が4施設になります。県立学校につきましては、富岡東高校でありますとか県南を中心に指定が進んでいるところでございます。その他の4施設につきましては、まず農林水産総合技術支援センター、そして、鳴門総合公園にありますアミノバリューホール、ソイジョイ武道館の3施設でございます。そして、牟岐にあります牟岐少年自然の家が指定されているところでございます。

上村委員

はい、分かりました。ありがとうございます。これ以上増える可能性はないんですかね、県の施設としては。

島田とくしまゼロ作戦課長

先月ですね、各市町村に避難所の拡大について要請したところでございまして、12月1日現在でその結果についてまとめたところなんですけれども、現在94施設約3万2,000人について指定の準備が進んでいるところでございます。今後の予定といたしまして、幾つかの県有施設が挙がっておりまして、県立高校が12校、そしてその他施設が11校、各市町においてその指定の協議が進められているところでございます。

上村委員

少しずつ進んでいるようなので、是非、県民の避難者、必要な方がちゃんと避難できるように準備をしていていただきたいと思うんですけど、徳島市のホームページを見ますと台風土砂災害等の災害時に避難所として開設する施設というのが一覧表で掲載されているんです。ただし書きがありまして、大規模な地震が発生した場合はこの限りでないということで。コミュニティーセンターとか市立の小・中・高等学校、その他市有施設、その他の公共施設、民間施設ということで158か所が一覧表で載って非常に分かりやすく出ているんですけども。このうち、県の郷土文化会館、あわぎんホールが挙げられているんですけど、ここ指定管理になっていますけれども、指定管理者との協定などは結んでいるんでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

あわぎんホールにつきましては、補助的な避難所として位置付けられているところをごいまして、今後、指定の手続を行うというふうに徳島市からは報告を受けているところをごいまして。徳島市に確認しますと、徳島市の場合、補助避難所として位置付けている所といたしまして指定避難所の収容人数をオーバーした場合がありますとか、そういったところに二次的な避難所として位置付けておりまして、そういった二次的な避難所につきましても指定の準備を鋭意進めていただくようお願いをしているところをごいまして。

そして、その場合は災害時にどういった対応が必要になるかという協定を締結する必要があると考えておりまして、その手続も並行してするというふうにお伺いをしております。そして、徳島市の場合にはしっかりと避難所運営ができるように、避難所運営協議会というのを避難所ごとに作る事となっておりますので、指定に伴いそういった協議会も立ち上げるものと考えております。

上村委員

今のところは指定管理者との協定はまだですけれども、今後きちんと指定避難所というふうになってくれば、指定管理者との協定など結んで、また避難所の運営協議会を進めていって役割分担もきちんとするということですね。

島田とくしまゼロ作戦課長

そのとおりでございます。

上村委員

熊本地震の時は、こういった震災時の避難所運営というのが、きちんと役割分担ができなくて混乱したという経験もあるということで、国のほうも指定管理については、指定管理者との協定などきちんと結んでいくようにという指導をしているようですので、是非、早めに進めていっていただきたいなあと考えています。

それと三点目ですが、木造住宅の耐震化について、これ毎回お聞きしているんですけれども、県も平成32年までに100パーセント耐震化という目標を掲げて促進に取り組んでいるというふうにお聞きしています。現在、どこまでできているのか、いろいろ数値も出されていて取組状況も毎月報告されていますが、今までの取組で何パーセント到達したのかというのをパーセントで教えていただけたらと思います。

藤本建築指導室長

ただいま、木造住宅の耐震化の進捗について御質問を頂いております。現在の進捗状況につきましてですが、この11月末の進捗状況でございますが、耐震診断につきましては、727戸。それから耐震改修につきましては、436戸の申込みがありまして、既に昨年度の実績を上回っております。それから耐震化率について御質問を頂きましたが、耐震化の率につきましては、平成25年に実施されております住宅土地統計調査、これが5年ごとに実施する調査でございます。現在の数字としましてはこの平成25年に実施されました調査に基づきまして、77パーセントの耐震化率ということでございます。

上村委員

統計調査が5年ごとということなので、そうすると平成30年にまたパーセントが分かるということですか。

藤本建築指導室長

次は平成30年度の調査ということになりまして、その結果が出るのもすぐということではないかと思えますけれども、そういうことではございます。

上村委員

この調子で平成32年までに100パーセントいくのかなあとちょっと不安なんですけれども、耐震改修の場合は県が60万円で市町村の上乗せが0の所もありますけど、最大60万円までであるということで、吉野川市なんかでは、最大120万円の補助が受けられることに今なってるようなんですけれども、多くの市町で年度の募集戸数に制限があるんです。例えば徳島市の場合は、耐震診断は450戸までで、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業というのが45戸、耐震シェルターが5戸、住替え支援事業は30戸までと。しかも受付戸数に達し次第に締め切るというふうになっていまして、多くの市町でそういった年度内の募集戸数というのは決まっているんです。これとの関係ではこの計算でいって、この目標が到達できるのか。この点についてはどう考えられていますか。

藤本建築指導室長

ただいま、100パーセントの目標に向け、市町村の計画戸数もあるということで達成できるのかということではございますが、木造住宅の耐震化につきましては、去る7月25日にも公表されております中央構造線・活断層地震の被害想定では、建物の耐震化率を100パーセントに高めることで、死者数を想定より9割以上減少できるということが示されてるところでございます。建物耐震化待ったなしの状況でございます。建物耐震化の展開といたしまして、今議会におきましても耐震改修の促進に必要な措置の実施、それから耐震改修の業務を行う者の育成及び確保など、建物耐震化の明確な方向性を位置付けた震災に強い社会づくり条例の改正案を提案させていただいてるところでございます。さらには、この条例を具現化するために木造住宅の耐震化を、今後どのように取り組んでいくのかということも、今議会で御質問を頂いているところでございます。

そこで、発災後の公費支出の削減効果を考慮した耐震化促進のための個人負担の軽減策など、耐震対策の抜本的な強化に向けた政策提言の具現化の受け皿として、国や市町村と緊密な連携をいたしまして、火災予防対策も含めた支援制度の設計を進めてまいりたいと考えております。

上村委員

市町村と本当に協議を進めて一刻も早く耐震化が進むようにしなくてはいけないと思うんですけれども、市町村のほうも予算の都合があって、こういう制限を設けていると思うんですけれども、高知県は、一挙に平成28年度に前年度の1.5倍耐震化が進んだという経

験も報告されています。日本耐震診断協会がホームページで公表しているんですけども、高知県の場合は、徳島もそうですけれども、非常に南海トラフ巨大地震で、津波と地震ということで壊滅的な被害が想定されているということで、一刻も早く住宅の耐震化も進めないといけないということで、防災安全交付金の効果促進事業を活用して、県として92万5,000円の定額補助を行なっているということで、それとやっぱり熊本地震の経験もあって一挙にその年度で1.5倍増加したということなので、徳島県も今60万円を限度としていますけれども、是非、県費も使って、もう少しこの耐震化に補助が出るようになれば、市町村の負担も減って、もう少し進むんではないかなというふうに思っています。この点でもう少し耐震補助の費用を、補助金を県として上乗せすると、そういった計画はないのでしょうか。

#### 藤本建築指導室長

ただいま、木造住宅の耐震化につきまして、補助金の増額等考えてないのかという御質問でございます。現在では、市町村事業の上乗せを加えますと、本格改修では60万円から120万円、簡易改修では50万円から100万円等の補助を受けることが可能になっております。今年度より、いわゆる工事のコストを抑えるような工法、低コスト工法と呼んでるんですけども、こういった工法の採用などもいたしておりまして、所有者の費用負担の軽減に努めているところでございます。それから、制度を知っていただくということも重要でございます。周知でありますとかPRでありますとか、そういったことも市町村、それから関連団体とも連携をして進めているところでございますので、今後とも、そういった形で市町村とも連携いたしまして、所有者の負担の軽減を検討してまいりたいと考えております。

#### 上村委員

一戸一戸の個別訪問だとか、もう一巡されて今二巡目に入っているといったこともお伺いしているのですが、大変この点も努力されているのだと思うんですけど、徳島県の場合、木造住宅耐震改修支援事業の要件を見ていると、耐震診断の結果、評点が1.0未満と判定されたもので、改修後の評点が1.0以上と、一応倒壊しないとする耐震改修工事というふうな要件が多く上がっているようなんですけども、高知県の場合は、なかなか1.0以上とすると費用がかなりかかるということで、0.7、一応、なんとか倒壊しない程度ということで、そこまでの改修についても認めるという方向で要件を緩和したようなんです。それで費用がこの0.7ぐらいですと、100万円ぐらいの補助金の範囲で済む可能性が高いということで、多くの住民の方が耐震改修工事を前向きに考えるきっかけになったのではないかと、そういったようなこともこの耐震診断協会のホームページに上がっていますけれども、こういった要件を少し緩和して、費用が安く抑えられるような方向での支援事業というのは考えてみたらどうかなと思うんですけど、この点についてはいかがでしょうか。

#### 藤本建築指導室長

ただいま、いわゆる評点が耐震改修後に1.0以上以外でも、そういう支援策はないかということございますが、本県におきましても、改修後の評点が1.0以上ということで本格

改修のメニュー，それ以外に改修後1.0未満でも簡易な住まいの安全・安心なリフォーム支援事業これに該当しております。それから部屋の一室だけを耐震改修というか，命だけは助けるということで耐震シェルターの設置についても補助するメニューを用意してございます。ということで本県におきましても，必ずしも耐震改修後1.0以上を全て要件にしているということではなく，いろいろなニーズに対応する支援策を用意させていただいているところでございます。

上村委員

住まいの安全・安心なリフォーム支援事業は確かに改修後の評点が持ち家は0.7以上になっていますけど，賃貸の住宅が1.0以上になっているというのはなぜなんですか。

徳島県のホームページで調べたんですけど，今言われた住まいの安全・安心なリフォーム支援事業というのは，改修後の評点が持ち家は0.7以上になっているんですけど，賃家というんですか，賃貸の場合は1.0以上という条件が付いているんで，これはどうしてなのかなあと，持ち家とこう差があるというのは，何か意味があるんでしょうか。

藤本建築指導室長

すみません。今日の御質問の資料が手元にございませぬ。また確認させてもらいまして，説明させていただきます。

上村委員

これホームページから引っ張ってきたんで，また，後でちょっと詳しくお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

喜多委員

今，部長のほうから災害時の薬局業務継続計画（薬局BCP）を作成をするようにということをお報告されました。これは，各薬局から出すようにするということになるんですか。薬局が県に出して県でまとめて災害の場合にいろいろな活用をするということになるんですか。

上岡薬務課長

本日，提案いたしました薬局BCPにつきましては，各薬局がこの手引を参考として考えていくということでございます。県のほうは個々の薬局の状況にあわせて助言指導という形になっております。

喜多委員

これ通知案内を各薬局にしていると思うんですけども，薬局は県内にどのくらいの店舗数があるんですか。

上岡薬務課長

現在，県内には約390の薬局がございます。



喜多委員

このうちで、例えば徳島市とそれ以外だったらどれぐらいの数があるんですか。

上岡薬務課長

申し訳ございません。ちょっと市町村別の数は持っていませんけれども、イメージとしましては、半数くらいが徳島市に集中していると思います。

喜多委員

390店舗の全部の店舗にこういうことを出ささいということを知りをして、いつ頃までにやりなさいよということがあると思うんですけれども、いつまででもいいのですかね。

上岡薬務課長

まず、これにつきましては手引きを全薬局のほうに配付いたしまして、その後、いろいろな研修会とか、それから機会をとらえて説明して、さらに定期的な薬事監視とか行きますので、そういう所でも立ち入って個々に指導助言しまして、これは県に提出ではなくて個々の薬局が作って常備していただくというのが、まず第一番目になっております。

喜多委員

災害時に対応できるOTCということで、OTC医薬品、56品目、薬効としては28分類ということが案内に書かれているということですが、こんなに少なくても大丈夫なんですか。薬の種類はごまんとあると思うんですけれども、このぐらいの数でいいんですかね。

上岡薬務課長

OTC一般用医薬品につきましては、商品としましては1万数千あるんですけれども、これはまず、せっかく置くのであれば、どういうものが有効、効果的かということで、今、日本医薬品情報学会のほうで研究発表が出たんですけれども、こちらのほうで一般に出回っているお薬の中で、例えば今でしたら医療用医薬品と全く同じ成分が一般で売られてるものがありますし、それから災害時でしたら、水道が止まったりとかいろいろな問題がございますので、そしたら水なしで飲めるやつがいいとか、それからやはりよく出回っている商品のほうをチョイスするという形で選ばれたもので、私どものほうもつい先日この情報を見ましたので、取り入れて情報提供したところでございます。

喜多委員

これって一般の店舗に対する調査と思うんですけれども、公立病院なんかはどうなるんですか。例えば中央病院とかの調査はしていないのですか。

西田広域医療室長

医療機関のBCPの策定状況でございます。今年2月に県内の医療機関についてBCP

の策定状況について調査いたしましたところ、特に災害時におきまして、災害医療の拠点となります病院、県内に11病院、災害拠点病院として指定しておりますけれども、うち8病院で策定されておきまして、県立の3病院につきましてはいずれも策定済となっております。

喜多委員

是非とも、これは早目に進めていただいで、阪神淡路大震災も東日本大震災もその他もそうですけれども、薬がなくて本当に困る病気とか命に関わる病気が一杯あると思いますので、万一の時に備えてこの薬というのは本当に大事だと思います。早い機会に仕上がるようにしていただきたいなあと考えております。

もう一つは、最近津田のほうもですけれども、不審火ということでこの11月に入って5か所ぐらい不審火。

西沢委員長

小休いたします。(11時41分)

西沢委員長

再開いたします。(11時41分)

喜多委員

不審火が目的じゃないんですけれども、火災があつて特にこの11月に入って不審火が起こっているようでございます。ほかにも今年度いろいろ火災が起こっていると思います。12月に入ってでは阿波市で一軒が全焼して、そして類焼したということで、これは、亡くなる人がないということで良かったなあとと思いますけれども、やはり毎年ですけれども火災というのは無くならないということで、毎年それなりに起こつて、県なり、直接には市町村ですけれども、いろいろ大変だと思います。ちなみに今年はこの不審火以外、火災はどのぐらい起こっておりますでしょうか。分かつたら結構です。

先田消防保安課長

ただいま、県内の今年の火災の状況についてということで御質問を頂いたところでございます。それで、今年の1月から9月までの速報値ということになります。県内での火災件数は198件となっておりますところでございます。

喜多委員

これって毎年どのぐらい起っているんですか。

先田消防保安課長

火災のこれまでの状況についての御質問を頂いたところでございます。それで昨年の1月から12月までの1年間につきましては239件の火災という状況になってございます。それで今年と比較ということで昨年の1月から9月までの同時期が210件となっておりますし

て今年と前年を比較いたしますと、今年が198件ということでございますので、同時期で比較いたしますと12件の減少ということになっているところでございます。

#### 喜多委員

同じように毎年200件前後ということで、案外と火災は起こっているということで、命以外でやっぱり大切なものという毎日住む住宅ではないかなと思います。これを防ぐ方法というか最小限に食い止める方法として、住宅用火災警報器がいろいろ法律の経過もあって、今もう全戸設置義務が課されているように思いますけれども、その状況、全部家に付いているか付いていないかというチェックはやっているんですか、やっていないのですか。

#### 先田消防保安課長

ただいま、住宅用火災警報器の設置状況についての御質問を頂いたところでございます。住宅用火災警報器につきましては、先ほど喜多委員からもお話がございましたように現在全戸義務化ということになってございます。それで、まず平成18年から新築住宅には義務化ということで、その後既存住宅につきましても平成23年から義務化ということになっているところでございます。

それで本県の現在の火災警報器の設置状況についてでございますが、今年の6月1日時点ということになります。県下の設置率につきましては77.4パーセントという状況になっているところでございます。それとただいま申し上げましたのが設置率ということで、各住宅に火災警報器がついているという率でございますが、それに加えまして条例適合率というものもございます。これにつきましてはいわゆる条例とか、法令どおりに設置すべき所にちゃんと付いてるというふうな率も別途出されておまして、それにつきましては63.4パーセントというふうなところでございます。

#### 喜多委員

案外とたくさん付いているのでちょっと安心ですけれども、これは強制ではないと思うので、火災が起っても火災警報器が鳴ったら、初期消火ができると思うので、できるだけ100パーセントに近づけるように、これはやはりどんな仕組みか分かりませんが県のほうが各市町村の消防のほうへ案内をすとかして、100パーセントに近づけてほしいなあということを思っております。

そして、最近の調査で何年か4年か5年間で、この警報を付けていたんですけども鳴らなかったという事例が、多少違うと思うんですけど600件ぐらいあったということで、これが直接火災につながったという報告は無いらしいんですけども、この点検の状況というかそこまでは分からないですね。

#### 先田消防保安課長

ただいま、住宅用火災警報器の維持管理状況、点検状況についての御質問を頂いたところでございます。先ほどの住宅用火災警報器の設置率の調査に併せまして、維持管理状況につきましても調査を行っております。それで、平成29年の調査によりますと先ほどの全

体を調査した中で約5パーセントが電池切れと故障等の不具合が確認されたというふうな  
こととなっております。

#### 喜多委員

はい。これも指導によって電池切れがないように、火災が起こったのに警報が鳴らない  
ということがないように、せっかく付けているのですから指導をしていただきたいなあ  
と思います。去年の12月の新潟の糸魚川の大火災、一軒の不注意によってあの町全体が焼失  
してしまうという大火災がありました。あれも多分火災警報器が大きく鳴ったら防げたの  
ではないかなと、もうちょっと被害が少なくなったんじゃないかなと思います。最近、モ  
デル事業として屋内は鳴ってそれを外につないで外でも大きく鳴るというようなことが進  
められているということを知っております。徳島も是非これ国がやっているかどうか分か  
りませんが、是非ともこの屋内だけでなく同時に外でも大きな音が鳴るということ  
ができれば大火災までつながらないのではないかなと思っておりますので、今後とも、この  
ようなのができるように検討をしていただきたいなあと思っております。

もう一つが、これも災害に関してですけれども、学校で、学校保険安全法が施行されて  
もう大分になりますけれども、安全計画や危機管理マニュアルの策定状況と、それに基づ  
く避難訓練がどのような状況でありますか。お尋ねをいたします。分かる範囲で結構です。

#### 林体育学校安全課長

今、委員からの策定状況及び訓練状況という御質問でございますが、学校安全計画及び  
危険等発生時対処要領、いわゆる危機管理マニュアルにつきましては、県内全ての小学校、  
中学校、高等学校及び特別支援学校で作成しております。それに基づきまして地震、津  
波等を想定した防災訓練を実施しております。訓練の具体につきましては昼休みや放課後、  
登下校など様々な場面を想定した避難訓練を行い、その実績につきましても毎年調査をか  
けまして把握しております。さらには、地域と連携した防災活動、Jアラートに対応した  
避難訓練等も実施しております。

#### 喜多委員

東日本大震災の時のあの大川小学校の悲劇ということでございますけれども、本当に訓  
練をもっとしていたら多分100名近い生徒と先生、教師の方々の命が絶対失われてない  
ということで、災害の場合に万一の時に、避難訓練以上の避難はできないと言われておりま  
す。是非ともこれを継続して、1回やったら今後10年しなくていいというのではなく、毎  
年しかも1年に何回も継続して訓練をすることが大事だと思っております。

なかなかこれは難しいと思うんですけれども、学校の安全に関する国際的な認証という  
ことでインターナショナルセーフスクール、ISSということが大変熱心な所は取り組ん  
で制定しているということで、認証を取得しているということでございますけれども、こ  
れないしは、これに類するようなことをやっている所があるかないか、お尋ねいたします。

#### 林体育学校安全課長

今の委員の御指摘にありますインターナショナルセーフスクール、ISSというのは、

WHO地域安全推進協働センターが、2003年より推進している学校の安全推進を目的としました国際的認証制度でございます。子供達のけが及びその原因となる事故の予防、学校の治安を守ることなどを主眼においた取組でございます。平成25年には全世界で約130の学校がISSに認証されておりまして、日本におきましては大阪教育大学附属池田小学校が最初に認証されるなど、現在日本におきまして10数校が認証されておりまして。県教育委員会としましても、子供達が学校で安全・安心に学ぶことができる教育環境を実現することは大変重要であると考えており、学校安全の3領域であります、災害安全・生活安全・交通安全に取り組み、学校安全体制の整備を図っているところでございます。

災害安全におきましては全ての学校において、学校防災計画を作成し、地震津波などの地域の実態に応じた防災訓練、避難訓練を実施しております。また生活安全や交通安全におきましても家庭、学校、地域が連携してスクールガードによる見守り活動、不審者対応の危機管理マニュアルを作成し、研修や訓練を実施しているところでございます。

委員のおっしゃいましたISSの活動の理念や取組内容について、学校安全教育の参考とさせていただきながら今後も学校・家庭・地域が連携を図り、子供の安全確保の一層の充実と安全で安心な学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

#### 喜多委員

これだけやったら100点ということはないと思うんですけども、継続してどうか大切な子供の命を失うことのないような、いろいろな面での対策をこれからも続けていってほしいなあということを要望しておきたいと思います。

もう一つは、今年、委員会でも行きましたけれども、筑波にある国立研究開発法人防災科学技術研究所という所に行きました。非常に初めて見るような施設でありましたけれども、絶えず日本全国、徳島もですけども、微振動がずっと続いて揺れているという中で、地震っていつも0かと思っていたら、絶えず全国の国土が動いているということで、体感できないような振動でありますけれども、いつ地震列島が起こってもおかしくないなあと思った時に思いました。委員長が非常に熱心でありましたけれども、指導する立場のような感じでありましたけれども、頭が下がったことでありました。

今、地震観測網ということでその時の話も含めてですけども、陸地で4,400か所、臨海、海の底で200か所ぐらいということで、特に紀伊半島から四国沖については50台ぐらいを設置されているようでございます。陸海総合観測網、MOWLAS(モウラス)ということで、今それによって運用されているようでございますけれども、徳島県と関係してというか、その状況と目的についてお尋ねをいたします。

#### 北村先進防災担当室長

喜多委員のほうから防災科学技術研究所の地震観測網についての御質問を頂いております。防災科学技術研究所におきましては、まず陸上におきまして微動から強震動に至る様々な揺れを正確に観測することを目的に、全国で約2,000か所に設置した地震計のデータの管理運用を行っております。防災科学技術研究所が設置いたしました地震計の一部は、気象庁が設置いたしました地震計と併せまして震度の発表ですとか、気象庁が提供しております緊急地震速報にも活用されております。また海における地震津波も含めました観測

網といたしましては平成28年4月に、以前、海洋研究開発機構が所管しておりました紀伊半島沖から室戸沖にありますDONET1, 2ということで分かれておりますけれど、あと東北地方の太平洋沖にS-netという観測網もございまして、合わせまして200か所の地震観測計が設置されております。

先ほどおっしゃっていただきましたMOWLASにつきましては、防災科学技術研究所のほうでこれら全国を網羅する陸と海の各観測網ができたことによりまして、その本格的な統合運用を11月12日から開始いたしましたして、そのシステムの名称をちょっと長いんですが、陸海統合地震津波火山観測網。これが名称、愛称を公募いたしましたしてMOWLASということで決定したということでございます。MOWLASの目的といたしましてはこうした全国に広がる観測網によりまして地震や津波の早期検知や即時予測の研究ですとか、緊急地震速報、あと津波警報への活用、あと自治体民間事業者への情報提供、地震活動へのモニタリングなどに役立てるとしております。

後、先ほどおっしゃっていただきました本県との関係でございますけれども、先ほど申し上げました室戸沖のほうにDONET2というのが整備されておりますけれども、そちらの関係で海陽町のまぜのおかのほうに陸上局が設置されておまして、DONET2の観測が平成28年7月から開始されておまして、南海トラフで発生する地震津波の観測を配信する体制が強化されているところでございます。

#### 喜多委員

これが整備されることによってより減災につながっていくということでもあります。危機管理政策課長が非常に熱心に連携をして、徳島県で全国に誇るこのMOWLASに取り組んでいるということを聞きました。何か大変心強い感じがいたしました。これを積極的に今後とも続けていただいて徳島県の被害が少しでも少ない、予測はできないらしいんですけども、つなげていくように要望しておきたいと思っています。

もう一つは、総務省の四国総合通信局が漁業無線を非常通信手段として活用する訓練を実施ということで、本来から言えば漁業無線というのはこの目的以外に使ってはいけないということになっておるようでございますけれども、非常の場合はいいということで、12月5日に訓練を実施したようでございますけれども、どのような内容で、今後どのように活用していくのかお尋ねをいたします。

#### 柏谷生産基盤課長

ただいま、喜多委員のほうから漁業無線を活用しました非常通信訓練について御質問がありました。漁業無線につきましては平常時、無線局相互の情報伝達を行うことを想定しておりませんが、遠方まで電波が届くため非常時の通信インフラが使用不能となる状況においても確実な通信手段と考えております。東日本大震災では各種通信網が寸断する中、漁業無線が救助要請、被害状況の報告をはじめ、様々な場面で活躍したことから南海トラフ巨大地震に備え、いざという時にその役割が十分果たせるよう四国総合通信局の主催により行われたものでございまして、中国総合通信局、牟岐漁業無線局、鳥取県漁業無線局、JFしまね漁業無線局、徳島県が参加して実施したものでございます。

今回の訓練は南海トラフ巨大地震により、四国地方の太平洋沿岸で津波被害が発生し、

牟岐町を含む広範囲で各種インフラが寸断したが県庁の一般回線は使用可能という想定の下、牟岐無線局からの無線呼出しに対しまして、鳥取県漁業無線局とJFしまね漁業無線局が応答し、鳥取県、JFしまねの両無線局から徳島県庁あてに一般回線で救助要請が伝達されまして、その対応状況を逆ルートで伝達するという方法により行われたものでございます。

訓練の今後の活用についてでございますけれども、今回の訓練では特段の支障もなく参加機関による情報伝達が行われました。なお、訓練実施後、四国総合通信局が参加機関に対しまして訓練実施時に関した課題改善点についての調査を行っているところでございます。今後、四国総合通信局が調査結果を取りまとめ、調査結果については実際に被災した場合の対応力を高めるための参考としまして参加機関に情報共有がなされると聞いております。今後も積極的に訓練に参加することで発災時の備えにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 喜多委員

災害の場合、通信手段が非常に混乱するというか、使えなくなるという事態が今までも一杯ありました。この漁業無線ということも一つの有効な方法であろうと思いますので、いろいろな手段を使って被害が最小限にとどまるように今後ともいろいろな訓練を続けることを期待して終わります。

#### 西沢委員長

それでは、午食のため休憩いたします。(12時04分)

#### 西沢委員長

再開いたします。(13時07分)

#### 岡本委員

まず9月の補正予算なんですが、1,000万円と3,000万円と1億2,000万円だったかな。詳しく言わないけどそれで分かるよね。農林水産部と県土整備部とあるんだけど、今、多分もうやってるよね、その状況を知りたいんです。3か所あるよな。治山と河川と砂防と。

#### 久米河川整備課長

9月補正予算の河川で言いますと、河川浸水予防緊急対策事業につきましてでございます。この予算につきましては、7月に発生した九州北部豪雨を踏まえまして、河川の河道内の樹木があることによって流木なんかが集積されて溢水による被害が懸念されるような箇所、あるいは下流に緊急輸送路などがあって流失いたしますと支援活動とか早期復旧なんかに対する影響が大きい場所などにおきまして、河道内の樹木伐採ですとか根株処理と併せた堆積土砂の撤去。こうしたものに必要な費用として1億2,000万円を認めていただいたところでございます。

補正予算成立後、直ちに発注に向けた現地調査を行いまして、順次入札手続を進めているところでございまして、現在までに11河川で既に契約するなど、予定しております箇所

の8割超で入札の途中であるいは契約済みという形になっております。残る河川につきましても、現在発注に向けた準備を進めているところがございますので、今後伐採した樹木の有効活用によるコスト縮減。こういったこと観点も取り入れながら、年度内に完了できるように実施してまいりたいと考えております。

#### 金山砂防防災課長

9月補正でお認めいただきました砂防堰堤等に堆積いたしました流木を撤去する砂防施設等流木緊急対策事業につきましては、事業費3,000万円を認めていただいているところでございます。その執行状況は契約済みの箇所が、1か所約130万円でございます。指名審査とか、設計書作成といった入札途中で11か所、約2,300万円ぐらいでありまして、合わせて2,500万円。工事費ベースでは約9割となっております。残りが約200万円ございますが、10月後半の台風等による状況変化も踏まえまして実施箇所を選定中ではありますが、早期の執行に努めたいと考えております。

#### 井関森林整備課長

ただいま、岡本委員より治山流木緊急対策事業についての御質問を頂戴いたしました。この事業につきましては、溪流内の流木と化する恐れのある危険木を除去する事業でございます。当初、九州北部豪雨災害を受けましての緊急点検。それと今年度ありました21号等の台風の点検に基づきまして緊急性の高い所より順次施工に着手しているところでございます。具体的には当初計画6か所であったんですが、先日の21号台風で被災した1か所を追加いたしまして計7か所についての危険木の除去に努めているところで、現在7か所のうち5か所については契約済みで、うち3か所がこの危険木の除去の作業が終了しているところがございます。それで後2か所につきましても1月上旬に着手する予定となっております。

#### 岡本委員

大体分かったんですけどね、全部合わせて1億6,000万円だからね、とうに終わってるかなと思ったんだけど、なかなかその事務手続きとかいろいろあって大変だなということは分かるんです。だけど、次に向かっていけないといけないからね、どんどんやるべきことはやっていただきたいなというふうに思っています。

本会議の続きになるんですが、とにかく補正予算が少なかったでしょう。来年度の予算をどうするのかという話をしましたけど、命を守る大規模災害基金というのがあって、今年8億6,000万円ぐらい確か取り崩しているんですよ。今43億円あると思うんだけど、3年間で2億円ぐらいずつ増えているんだよね、4億円、6億円、8億円と。過去はいいとして、今年の8億6,800万円だったと思うのですが、財政課で調べているから違っていたらもっと詳しく訂正していただいているんですが、基金を取り崩さないで予算が組めないのがよく分かるし、取り崩すことはいいことなんだけど、その内訳があるでしょう、それはどこにどういうふうにかけていったかというのが。記念オケのあの基金は分かりにくいから、今言っているような基金にしましょうということになったのが僕の質問だけど、でも今言っているような基金は非常に透明性があるって、議会は全部知っているという話に



なっているけど、そうでもないよな。だからこれ一例として、今の8億6,800万円だったと思うけど、それはどこにどのように使っているかというのを説明していただきたい。

島田とくしまゼロ作戦課長

岡本委員のほうから命を守るための大規模災害対策基金について御質問を頂きました。この件につきましては、今年度の初めには50億9,200万円積み立てていたんですけども、平成29年度の充当額につきましては委員お話のとおり、8億6,834万円を充当しているところでございます。内訳といたしましては、危機管理部が2億2,758万円、保健福祉部につきましては9,000万円、農林水産部が100万円、県土整備部が4億9,244万円、教育委員会につきましては5,731万円となっております。

その充当の目安といいますか、どういったところに充当するかにつきましては災害の未然防止対策と災害発生時の応急措置、そして復旧復興に係る事業ということで予算編成の過程で財政当局と協議しながら進めているところでございます。

岡本委員

大まかに言うと今のとおりのんだけど、例えば県土整備部だったら4億円ちょっとあるでしょ、それは河川に1億2,000万円とか、そんなのがあるでしょう。それがもしここで言えるんだったら言ってくれたらよく分かるんだけど。今のは大まかに県土整備部に4億円ぐらいいっているというだけでしょう。予算だから言えるよね、もう済んでいるから。言えないんだったら構いません。県土整備部の所だけちょっと詳しく教えて。

島田とくしまゼロ作戦課長

委員のほうから県土整備部についてということでお話をいただきましたので、内訳についてお話をさせていただけたらと思います。民間建築物耐震化支援事業といたしまして3,950万円、木造住宅耐震化促進事業として1億3,200万円、道路維持修繕事業といたしまして1億3,500万円、河川維持修繕費といたしまして1億2,000万円、砂防維持修繕費といたしまして2,500万円、そして港湾海岸施設維持補修費といたしまして2,000万円、応急仮設住宅用適地選定事業といたしまして560万円、仮設トイレ環境改善支援事業といたしまして1,500万円でございます。

岡本委員

今みたいに言ってくれたら何となく分かるでしょう。で、全てそうなのよ、この間の話は。そうじゃない基金がスポーツと文化の基金だったからということなのよね。それでね、今答弁いただいた分は多分、3年間ぐらいひょっとしたらほとんど一緒じゃないのかなあと思うんだけど。その辺ちょっと。

島田とくしまゼロ作戦課長

平成28年度と比較しますと、平成28年度の予算につきましては充当額は6億3,400万円ですので、若干移動はございます。そして平成28年度でお話しますと県土整備部につきましては道路維持修繕事業で1億3,500万円、そして河川維持修繕費といたしまして1億

2,000万円、砂防維持修繕費といたしまして2,500万円、港湾海岸施設維持補修費といたしまして2,000万円となっております。

#### 岡本委員

今言っていたのは同じよね。基金だからいいと言えいいんだけど、一緒になっているでしょう。だから、次も当然そうなるんだけど、この前本会議では次の当初予算のことをちょっと言ったんですが、この間に補正があるじゃないですか、多分あと何日かで補正予算が決まる。1月24日か25日かその辺で国の補正予算が可決するようになる。そうしたらこのことも含めてなのだけど、当初予算と何日かしか空かないから、多分、県はまた14か月予算にするわね。そうしたらその時は、うまくいったらですよ、100億円ぐらい増えると思うんだけどね。この前は当初だけだったら13億円増えたと思うんだけど、何かそんなのに向けて今から頑張ってもらわないとみんなが少ない少ないと言っているの。その時にさっきの基金とかを上手に考えてないとまずいのかなあと思ったりするので、あえてこう申し上げたんです。それで8億6,800万円を本来だと、今43億円だから7億円ぐらい返して50億にしないといけないということになる、財政課向きに言うと。状況が状況の時は、僕、返さなくていいと今日言いたかった、あえてね。財政課は当然返ってくると思ってますけど、返すと。だけどそこへ行くまでにまず補正もあるので何かもうちょっと踏み込んでうまく利用していただくと。こっちが言わなかったら出しませんからね。それをちょっと言わないといけないなと思って今日は質問したんだけど。

もう一つは何でか分からないけど、農林水産部はこの金を使わないのよね。見事に使えていないのよ、さっきの説明のとおり。100万円では関係ないからね。これは何か理由があるのかなと思ったり、ひょっとしたら県土整備部は完璧な公共だけど、農林水産部というのは農業と林業と水産とある、そこの絡みかなあと思うんだけど、それはここで聞いたら難しいのかな。無いよね、それも不思議に無いよね。

#### 國安農山漁村振興課長

今、岡本委員から基金の御質問を頂きました。誠に申し訳ありません、今手元に資料がないので。「使っていないからあるわけないでしょう」という者あり)先ほど、100万円というのが…

#### 岡本委員

もう一回言います。だから、要するに無いのよ。だから結論から言うと、何かやっぱりもらうようにしたら、農林水産部も。だって何にもできないでしょう。何で言っているかという、次の補正予算も全部防災だからね。防災とか事前防災とか絡んでない限り、予算が付かないから。それで見事に無いのよ。3年間で一つも無い。さっきも農林水産部は1,000万円だったからね。それでこっちは1億5,000万円。でも杉本議員がよく農林水産部の経済委員会で言っているけどこっちが危ないぞと。こっちをちゃんとしておかないとどさっと来るぞというのを盛んに言っているの、その辺は、僕、財政課にも言うけど、ちょっとまた検討してもらえませんか、農林水産部も。何かそうしないと守備範囲が広いからね。そんなふうに思いました。島田課長もこのお金は管理はするけど、要望するほう

なんでしょう。

島田とくしまゼロ作戦課長

予算については財政当局に要求はしてまいりますけれども、この金額をこの基金から充当してほしいという話は財政当局のほうと相談しながら協議を進めることとなってまして、要望という形ではございません。

岡本委員

だから、もう一回言うけど、県土整備部はまあできているけど、農林水産部は頑張ってください。ただ、さっき言ったことが多分理由にあるのかも分かりません。僕に言わしたら。分からないけどね。もう一回言うけど、補正予算も何も防災とか何かをひっくるめてないと今度は付かないように言ってますから、その辺もしっかり頭に入れて、それでうちはこんな基金があるよというのも頭に入れてもらって動いたらいいのかなあと思います。次に向けてね。さっきちょっともらってきた危機管理部の基本方針を見たら、そのように書いてありますから。大規模災害からの創造的な復旧と。そんなふうにしていただけたらいいなあと思います。それで、もう一つ災害医療推進基金というのがあるんだな。それも9,000幾らか万円、今年の予算で取り崩しているんだね。これも、どんなふうに取り崩して使ってるのかという説明があったほうがいいかなあ。

島田とくしまゼロ作戦課長

ただいま、岡本委員のほうから災害医療推進基金について御質問を頂きました。この基金につきましては、現在、危機管理部を中心に災害関連死をはじめとする防ぎ得た死をなくすため、平時と災害時というのをシームレスに連携するという戦略的災害医療プロジェクトというのを進めているところでございます。その災害プロジェクトに関係する財源として使っているものでございまして、基金といたしましては、年度当初の残高が8億8,250万円。平成29年度の当初の予算に基金充当していたのが、委員お話のとおり9,609万円でございます。これにつきましては、危機管理部と保健福祉部、それと市町村に一部充当しているところでございます。

危機管理部で申しますと、避難所運営の研修でありますとか、国際基準を目標といたしましたスフィア・プロジェクトというのがあるんですけれども、そういった研修に充当していたり、保健福祉部で申しますと、災害医療コーディネーターの育成事業でありますとか、DMAT、DPATの環境整備に使っているところでございます。で、市町村につきましては、要望によるものではございますけれども、オストメイトの整備でありますとか、そういったものに使っているところでございます。

岡本委員

これも、今現在、残額が7億8,000万円ぐらいあるね。それも有効に使っていただけたらいいなあと思います。

それから、ここにちょっと関係するんだったら、交通網整備促進基金というのがある。まあもちろんこれ高速道路が多いんだけど、一部やっぱりそれも使っていただいたほうが

いいよね。7億2,000万円ぐらい、これも聞かないけどね、ここに担当がないから。高速道路がいるけど、全部いないから。だから、もう一回言うけど、その辺は、もうちょっと議会にも説明があってもいいのかなあと、この議会の終焉とか廃止とかいうことから絡めていくとね、なんかあってもいいかなあとと思いますので、これ35億8,000万円、交通網整備促進基金。みんながあれはどのように使っているのかなあと、控室では言っている。あれ、金はどうなっているのかなあとということになっているんだけど、まあこれは端的に言うと、航空の今度の分とか、飛行場とか、高速道路とかね、そんなものに使っているんだけど、そんなのがあってもいいよね。西沢委員長が遠いところの話ばかりするから、僕はもう直近の話をして今しているんで。(「遠くて近い話」という者あり)だから遠くて近い話をしないといけないのですが、そんなやっぱり直近の中で、もう一回言って終わるんですが、今ってすごく大事じゃないですか。で、もう一回元へ戻るけど、当初予算はそんなにあれやけど、多分間違いなく14か月予算になるんで、そこでいくと、部長が喜ぶかもしれないけど、多分トータルしたら100億円ぐらいいけると思う、前年対比ね。601億円だけど、あれはもっと上がる。602億円から601億円になって、もう一つ平成31年が607億円になっているでしょう。で、僕も本会議で言ったのは、足して2で割ったら604億円になるから。でもそれは、飽くまで当初予算の話。そこへつなげたら多分、100億円ぐらいいけると思うので、諸々のことを踏まえて、次に向かってね、年越すまでに、その辺のことをじっくり内部で言っていないと、今言っていないと年越したら駄目かもしれない。県庁内部の中では、やっぱりいろいろ強く言っていただいて、もう一回言うけど、事前防災、災害に絡んだら予算が補正も付きそうなんで、そんなことでお願いしたいなあとと思う。終わります。

#### 庄野委員

先ほど須見委員さんの仮設住宅の建設の関係で、私も県産材を使った木造の仮設住宅ということで、6月議会、9月議会と言ってきましたけれど、少し美波町のほうで備蓄をする箱が出来かけているというので、喜んでおりますけれども、まだまだ数的にはさっきの議論を聞いておって、やっぱり、なかなか足りてないのかなという気がいたします。今後、いろいろなプレハブも含めた住宅の建設がいざ発災という時にスムーズに展開できるように、用地の確保を含めて、お願いをしておきたいと思います。

また、木造の流通備蓄と言われましたけれども、一度どういう物が出来上がる予定にしてるのかということ、早急に見せていただきたいなという事を申し上げておきたいと思います。それと、私も先日会派で東京の防災センターという所に行ってきました、これは、西沢委員長に、南海地震対策議員連盟で頂いたもので、この中で全部はなかなか読めてないんですけど、非常に良いことがいっぱい書いてありまして、この中で防災公園というのが書かれています。防災公園って東京にもたくさんあるんだなあとと思ったんですけど、人口は違いますけれども、防災公園の良いところはこれを読みますと、普段は公園なんですけれど、給水や電機などのインフラが寸断された場合でも使える災害対応のトイレが用意されている。マンホールトイレとかが備えられている。マンホールトイレというのは、災害時にはマンホールの蓋を外して、便器を取り付けてテントも張って、見られないようにしているというようなことがあります。それとあと、ベンチですね。普段はベンチとして

使用しているんですけども、座る部分を外したら、かまどになったりするかまどベンチというのが炊き出しに使える。また、それから停電時には、光が不足しますのでソーラーの公園灯が付いている。また断水時とかには、水道のポンプ、打ち抜きのポンプで、飲料水ではないと書いてありますけれども水の確保はできる。水の確保ができたからお風呂とかにも使えるし、防災公園というのがかなりの数ですね、都内には都立公園、これは53か所は誰でも利用することができるような防災公園として整備されてるよということが書かれてますけど、本県で見えますとそういう、例えば公園なんかだったらこういう対応しておいても誰も困らないわけだし、すぐに使えるので、別にそのスペースに例えばテントを張って、それで一時的なしのげるような場所もあるんで、徳島県的に言ったら県の公園それから市町村の公園でこういう防災公園の、今私が申し上げたような機能を有している公園というのはどのくらいあるんですか。

例えば、まぜのおかなんかだったらどうなんだろうか。

西沢委員長

小休します。(13時34分)

西沢委員長

再開します。(13時36分)

北川県土整備部次長

どの公園がということで、今防災の施設というか、対応できているかという数字を持ち合わせておりませんので。例えば水道であれば、確か蔵本辺りは耐震性貯水槽も入っていたり、それから小松島のほうの命の道であれば避難路の盛土とか、それから松茂の公園であればキャンプ場の施設になってますので、それはすぐ防災の施設になっていくんだろうと思います。そういったところで委員お話のどういったことになっているかという、しっかりと調査をしながら、市町村とも連携しながら、そういったものも把握していきたいということで、どうぞよろしくお願いします。

庄野委員

いろいろな防災の仕組みといいますか、いざ発災した時に、例えば避難して一時的に生活していくというのは、いろいろお金をかけて市町村、県もやってるんですけども、こういうふうな防災公園というのは、公園があるなというふうなことを周りの人は知ってますので、普段から備えていたら急にいろいろそこに水を持ってきたり、電気を運んできたりしなくても、ある一定程度の例えば最低限一番緊急なトイレとか、それからお湯を沸かしたりするようなことができる所もあったら、事前にそういう設備、まあ公園ですからこれは誰もが使える所ですので、まず少しお金かけてそういう施設を作っておいても、私はいざという時の皆の安心のためには、少々税金を注ぎ込んであらかじめ作っておいても、非常に助かるのではないかなあというふうに思いますんで、防災公園というふうなのにパツとなるかどうか分かりませんが、そういう視点を持って、ここの公園はひよっとしたら津波がきても残って使えそうだなという思う所には、こうした視点であらかじめ備

えておくというふうなことを、市町村とも相談しながらやっておいたら本当に良いのかなあというふうに思います。東京なんかだったら人口がすごいので、この53か所がどのくらいのエリアをカバーするのか、ちょっとよく分かりませんが、少しそういう視点で事前から公園という公共のスペースを利用してあらかじめ埋め込んでおくというようなことを考えておいたら非常に役に立つのかなあというふうに思います。

またソーラーの照明というのは、どんなのですかね。そこの城山の公園なんかでもソーラー立っているのかな、立っていないのかよく分かりませんが、全部停電した時に公園内が明るかったら皆やっぱり出てこられるし。ソーラーの電灯を付けていくというようなことも必要なのかなあというふうにちょっと思いました。さっき北川次長からもうありましたので、それはそれで置いときます。

それと年末年始、県庁なんかは御用納め、そして新年の御用始めまで休日というか、休みになるんですけども、年末年始の危機管理、例えば大雪が降った場合の対応とか道路が凍結した時のいろいろな対応とか、津波とかが無いのに越したことはないんですけど、そうした災害とかがあった場合の緊急的な集合するとか、そういうふうなことはちゃんとできてるんでしょうね、各部局。危機管理部長は、もう張り付きですか。(「ほぼ」という声あり) ほぼ。今そういう連絡体制がきちんとしていると思いますので。例えば、県土整備部なんかだったら末広の橋が凍結したら止めるとか、渋滞して動かなくなったような時に職員さん動員したりして、そういうふうな体制というのは必ずできてますよね。

#### 寺澤道路整備課長

今、年末年始の例えば道路ということで、危機管理時の対応ということで御質問を頂いたところでございますけれども、基本的には皆さん一緒と思うんですけども、連絡体制というのは第一次、第二次、第三次という形で名簿を作りまして、確実にその班がまずは初動対応ということで図ることにしておるところでございます。

それから今、末広大橋というふうなお話を頂きましたけれども、そこにつきましても、今ですとまず凍結とか、あるいは暴風雨というふうなところが一番支障になろうかと思うんですけども、そこにつきましても風速なんかは昼夜監視するとともに、末広大橋がもし注意報とかですと、凍結で止まるというふうなことになるましたら、我々職員とともに路線管理業者というのでも決めておりまして、そういう業者も迅速に稼働するというふうなことで対応しているところでございます。

今委員からもございましたけれども、特にまた年末年始ということでございますので、そこを改めて業者のほう、職員のほうにも周知してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

#### 庄野委員

国、県、市町村、やっぱり年末年始の安心安全というのは協力しながらやっていただきたいと思います。それと職員さんのほうも多分待機とかいろいろな業務で大変だと思いますけれども、どうか健康に留意しながら頑張りたいというふうに思います。

#### 長尾委員

去る11月28日に、東京で南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進実行委員会の主催で講演会がございました。そこで陸前高田市の戸羽市長さんとそれから株式会社デンソーの愛知県の豊橋にある所長さんから講演がございまして、大変興味深い講演だったようがあります。

その中で、陸前高田市は大変な被害を受けたことは御承知のとおりでありまして、そこでこの市長さんが何点か言っていて大変興味深かったんですが、一つは情報の取扱方が問題だというふうに指摘をしておりました。この意味は当初は宮城県沖地震というのは、もう99パーセント来るといふふうな、皆心にしっかりと認識はしていたんですけども、当時陸前高田市の市役所の水深は50センチメートルとこういうふうなのが情報だったわけでございます。しかし、実際きたのが15メートルだったわけでありまして、全然その情報の取扱方が問題だということをお大変指摘をしておりました。そういうふうなのに惑わされないということですね。もちろん、想定外ということもあるんですけども、情報の取扱いということが問題だということの中で、市長さんは誤解のないようにしてほしいけれどもという説明を付けた上で、行政の人間が地域の住民を守るのは不可能だと。誤解されたら困るけどもと何遍も繰り返し、それぐらい難しい。そういったことを事前に住民に伝えておくことが大事だといったことを第一に言っておりました。

第二に、ソフト対策を充実させておくことが大事だと。ソフト対策というのは幾つもあると思うのだけど、例えば家族で食事をする際にどこに逃げるのかを決めておくことだと。また、そこから動くなと確認しておくことが大事だと。これはよく津波でんでんことかですね、そういったことでもよく言われることであります。

第三にハード対策も必要だと。防潮堤をどのくらいにするかという議論がいろいろあって、もうそんなのは作っても無理だ、要らないとか、いろいろな意見があったけれども、外野の意見は無責任な意見だと。そういうふうに市長は言って、人の命を考えるとあの時こうしておけばと後悔しないことが大事だということや、最初は12.5メートルの話もございました。

この市長さんは子供2人は助かったんだけど奥さんが亡くなってしまった。市役所の近くに家があって、家に帰って奥さんを市役所に連れてくれば助かったけども。だけど市長としてはそういうわけにいかずに奥さん亡くなってしまったと。大変悩ましい話でございましたけれども、市長でなければ妻も死ぬことはなかったとかですね、妻と出会わなければこういう故人にすることもなかったとか、これはこの市長さんだけではなくて多くの犠牲者の気持ちでもあったと思うのですが。

それで四番目で、実感として、防災なんていうのはあり得ないと、正式には減災が正しいとこういうふうに市長さんは言っておりました。防災なんて、災害を人間が防ぐなんてできないんだと。減災ということはできるけれどもという、こういうお話がございました。

この話を聞いておって、地震、津波ということでもあります。災害はいろいろな阪神淡路大震災のような場合もありますし、いろいろなことがあるので、大変幅広い問題なので、なかなかこれというようなのは非常に難しいんですけど、ちょっと私はこのお話を聞いた中で、一つ徳島県として、様々な災害があるんですけども、私はいざという時には、災害が起きたという時にはやっぱり建設業の方が、地域の防災力として大事だと。一時期は大変批判された中で、やっと建設業に対する見方が変わりつつあるけれども、それでも

今建設業というのは大変人材不足ということが指摘されてます。もちろん多くの分野で他の建設業以外でもそうだけど、人材不足というのは大変指摘されているわけですが、特に、私なんかはまだ小さい頃にいろいろな映画があって、例えば黒部の太陽とか、そういう建設業が世の中に将来にすごい物を残していくという、それこそシビルエンジニアリングと言われるぐらい、文明を造るぐらい誇りを持ってやったものがね、今では3Kというような一つに入るぐらいなかなかこの建設業に人が集まらない。この防災力としての、防災というか減災力なんでしょうが、その担う人材の育成というのが、災害がきてすぐというわけにはいかない。いつ来るか分からないんだけど、こういう人材の育成についてどう考えているのか、お聞きをしたい。

西沢委員長

小休します。(13時50分)

西沢委員長

再開します。(13時51分)

北川県土整備部次長

ただいま、地域の防災力の要である建設業、非常に大事であるというところでございます。この先週末に雪が降りまして、県西部におきましては除雪をしたところでございます。除雪につきまして建設業の方が出動していただいて、雪の対応に当たっていただいたところでございます。

人材育成という点でございますが、私ども今やっておりますのは、当然学校と申しますか、そういった工業高校等での人材の育成とともに、さっきの長尾委員からのお話もありました、建設業の仕事を安定的に確保していくことが人材不足対策になるだろうということでございます。長尾委員からは予算が厳しい中でも仕事を確保できるということで、ゼロ県債、それと県内企業の発注等々について示唆もいただいているところでございます。予算を確保しつつ、安定的に皆様を選んでいただける職場づくりを目指して、建設業協会などの団体の皆様としっかりと担い手の確保に当たってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

長尾委員

質問の仕方があまり良くなかったんだけど、確かに端的に見たら安定的な財源とかしっかり仕事を作ってね、人をやるってそうなんだけど、今日は教育委員会がいるから言うんだけど、要は建設業が少ないと。だけど実際言えば、工業高校と言うんだけど、工業高校の段階でね、僕は遅いと思う。もっと言うと、中学生ぐらいから、そういう建設業に対する理解とか興味とかね、そういうものを喚起するような、私は将来にわたってのそういう防災力としての人材、建設業に従事する者、こういう者を人を育てるのであればね、私は中学校の2年生ぐらいからね、しっかりと何らかのものがいるんじゃないと、そういうふうに思う。

もう既にこのことに気がついて他県では中学校2年生を対象にした建設業に興味関心を



持つ教育というパンフレットを作って、全県下の中学生に配っているという所もある。それは県の土木の担当と建設業協会と教育委員会とが話し合っていて、いわゆるそういう人材の育成といったことをやっている。これはもうある程度長い期間、意識を持って取り組まないと簡単にはできない。

大体親が、そんなもの建設業なんか行ってはいけないと、こんなことを言っているようでは駄目なわけで、もちろん社会の教育もいるんだけど、そういう建設業という夢を与えるようなそういうものがないと、到底災害の多い日本、中でも徳島県なんかは川もあって、川の災害もあれば地震もある、もちろん山間部で雪も降る。そういった毎年こういろいろな災害が起きる中で、危機管理という面から言えば洪水の心配もしないといけない、いろいろなことを。そういった時に公務員もそうだけど現場の民間の会社で、そういったところに人がちゃんといると。そういうものをつくるためにも私は危機管理部、県土整備部また教育委員会、建設業協会というのでよく話し合っていて、私は今からしっかりそういう防災力としての防災人材というか、そういうものをしっかり育てていかなければいけないと思う。それで一つのツールとしては、例えば協議した上でのパンフレットを他県のように作って配布するといったことは一つの手ではないかと思うんだけど、いかがでしょうか。

#### 北川県土整備部次長

従来から私どもとしては建設業とともにPRを行っておりますし、例えば防災フェスタの時には、私どもの職員が行きましてアーチ橋の模型作製とか、液状化の実験とかを行いまして、幼稚園、小学生ぐらいの子供も対象にPR等を行っているところであります。今、委員おっしゃっていただきました特にこれから進路を決めていく中学生あたりの方に、こういったパンフレット等でPRすることは、非常に貴重な御提言だと思っております。業界、教育委員会とも協議また連携いたしまして、しっかりと次世代の人材育成に当たってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 長尾委員

よく皆様、国の動向、他県の動向を参考にしてという答弁も多いですから、是非他県の動向を参考にして、1回総合的に取り組んでもらいたいとこのように思います。教育長まだ答弁したいような顔してる。このことについて教育長。

#### 美馬教育長

県教育委員会といたしましても防災教育については力を入れておりまして、高校生、県立中学校生を中心に防災士もしっかり今取らせているところでございます。またキャリア教育の中でも、特に徳島教育大綱の中に地方創生を担う人材の育成ということで、当然防災を担う人材を育成しなくてはならない。そういった観点に立って教育をしていかなければいけないことは当然だというふうに思っております。

また専門高校につきましては、現在専門高校の活性化というのは非常に率先してやっているところなんですけれども、特に中学校から専門高校への興味関心を引いてもらおうということで専門高校の合同説明会を開いております。そういった中で、中学生に対して特に建設科があるのは県内3校。つるぎ高校、科学技術高校、今度は阿南光高校がござ

いますけれども、そちらのほうもしっかりとPRする中で、防災の意識、防災の観点からの建設業そういった意味合いも今後取り入れてしっかりと中学校のほうにもPRをしてまいりたいとこのように考えます。

長尾委員

是非、一つ中学校、ある県では中2の時にそういうふうなパンフレットを配るということをはじめている所もあるので、是非参考にさせていただきたいと思います。

それから先ほどの講演会でもう一点、大きな会社のデンソーでありますけれども、それは愛知県豊橋市にある豊橋製作所にあるんですが、その所長から話があったのはこれはモデルケースとして話があったんですが、いわゆる企業と県と地元自治体、ここの三者の連携で、地震・津波、海岸沿いというか、そういうところでの対策をしているという話だったんですね。ここのポイントは県と地元自治体と企業とでということの話だったんですけど、徳島県で言えば海岸沿いというか、そういう平地の工業団地でね、皆さん方が思った時にはどういう団地があるかちょっと教えてくださいませんか。

西沢委員長

小休します。(14時00分)

西沢委員長

再開します。(14時00分)

島田とくしまゼロ作戦課長

ただいま、長尾委員のほうから沿岸部の工業団地のことについて御質問を頂いております。詳細、私もすべて把握はしておりませんが、松茂町でありますとか川内、そして沖洲の東地区、そして小松島市の金磯地区、阿南市の辰巳地区などがあると考えております。そして阿南市につきましては石油コンビナート地区にも指定されておりますので、そういった訓練も危機管理部と連携しながら実施しているところでございます。

長尾委員

今、御紹介のあった所は、当然徳島県を代表する企業が集積しているという所で、そこがやられたら大変な徳島県経済というか、大きな問題。そこにおいて今言うような県と地元自治体とそこの工業団地なり、そこの企業団地なり、そこの組合というか、そういったところの災害協定が結ばれている所はあるのかというのをお聞かせください。

西沢委員長

小休します。(14時02分)

西沢委員長

再開します。(14時02分)

島田とくしまゼロ作戦課長

工業団地との協定につきましては、すみません、全ては手元に資料がありませんので把握はしてないところなんですけれども、私の記憶する範囲では工業団地との協定は結んではないのかなというふうに考えております。

長尾委員

今、県は様々な団体と災害協定は結んでいる。これは本当にいざ災害があった場合にどうするかというために、本当にいろいろな団体と災害協定を結んでいる。と同様に少なくとも今言ったように危機管理の立場からすれば、県内の企業が集積している所を、そういった所をどう守るかといったことは、逆に危機管理部が率先をしてやはり考えていかななくてはいけないのではないかな。今聞いてそれはひょっとして商工労働観光部かなと思っているようでは駄目なんです。これはやはり危機管理部の所管として、県の大事な所のそういう県と地元自治体と阿南市とかその団地とでね、いろいろなそれこそ防災訓練から何かからもそうだけど、いざという時にどういうお互いに連携を取るかとか、そういったことの協定を結んでいるのかどうか確認をするとともに、結んでなければ結ぶような方向へ県のほうから指導してやっていくべきでないのかなと。この講演会で思ったのは、そういう日本を代表するようなデンソーなんていう会社でも東海の地震がきた時、愛知県のね。最もここも南海トラフと同様に危機感を持ってやってるわけ。そういう意味からすれば県内の今紹介されたような所は完璧にやっていますよということが望ましいわけで、是非、その面も危機管理部として私はそういったことを確認をし、また推進していくんだと思いますけれど、いかがでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

工業団地との協定につきまして、まずは危機管理部として商工労働観光部と連携しながら確認作業を進めたいと思っております。そして、その工業団地ではないですけれども、そこに属します個々の企業とは協定は結んでいるところがございますので、そういった協定の中でどういった取組ができるかについて、よく連携しながら検討してまいりたいと考えております。

長尾委員

例えば、徳島で身近な所ではマリンピア沖洲なんてあるんだけど、あれは県が造成した所だけど、マリンピア沖洲にある各企業さん、会社さん、あそこの組合があるよね。県と徳島市とあそこのマリンピア組合さんというのは確認ができていないかな。分かりませんか。

西沢委員長

小休します。(14時06分)

西沢委員長

再開します。(14時06分)

## 長尾委員

だから、申し訳ないけど、今、県と市とそういう所とのが無いから、今後、各県内の集積している所で、県、市、そしてその組合と連携してどうやってお互い助け合うかとか、どうやって対応するかっていうことをね、今からしっかりとやっていくことが大事だと。そこは兵庫県の知事、副知事とかですね、大阪府の副知事とか、東海、近畿、四国の自治体の関係者、危機管理部は副部長が出席をしておりましたけどね。戸根副部長も出席と一緒にこの話を聞いたわけですが、いずれにしてもそういったところを今後新たな視点を持ってね、早めにこれも私はやるべきだとこのように思いますので、指摘して質問を終わりたいと思います。

## 西沢委員長

ちょっと確認です。今、長尾委員が言った所ですね、工業団地、集積団地、これは津波は漬からないのですか。

## 島田とくしまゼロ作戦課長

まず県の想定では、例えば沖洲東地区につきましては53分で最大波が到達するということ。「漬かるか、漬からないかを教えてください」という者あり) 地区全域が浸水することとなる。「その他は、川内」という者あり) そうですね、個々に見ていかないといけないと思うのですけれども、沿岸地域にあります工業団地につきましては、浸水エリアに入っている所が面積は大きいというふうに認識しております。

## 楠本危機管理部長

ほぼ浸水エリア。それから河川の近くは河川遡上もありますので浸水エリアになりますが、個々の団地によりましては地盤を上げておるとか、個々の企業によりまして、個別に全部漬かるか漬からないかというのは、今ここですぐお答えはできないと。

## 西沢委員長

そんなことでどうするんですか。一番徳島県の中でさっき言ったように稼ぎ頭という所が、私も南海トラフ全体のこととも言いましたけれども、当然徳島県の中でもそういう大きな企業をどうするのか。そこが漬かったらどうするのか。漬かってもやっぱり企業は生きていくためにはどうするのかということを考えていかないといけない。そこで駄目ならまた違う所に橋を架けるなり、引っ越すなりいろいろ形はあるだろうけど、そこだけでいたらアウトと言うんだったらちゃんと考えて、企業も含めて今言ったようにみんなが考えていく努力をしなかったらいけないのよね。それを分かりませんでは駄目ですよ。今、漬かるかどうか分かりませんでは駄目。そう思います。そういうことでしっかり検討、ちゃんといけるような実践をしてください。

それから、今までこう防災のことでいろいろな事を取り決めをしてやってきましたけど、ちょっと抜き打ちでやってみます。皆さん方、防災カードを持っていますか。私はこう何の時は、こういうの持っています。みんな持っていますか。持っていない人、手を挙げて。

何人かいるの。大体持っているの。自分が何をするか把握してますね。

(「全員持っています。今は持っていない」という者あり)

そんなもの取りに行きますよと言うんじゃ、全員、今、持っておかないと。やっぱり、たまにね、そういうことで本当に大事なことは確認作業もやっぱりしてほしいなと思いますね。こんなの抜き打ちでやっぱりやらなきゃいけないのです。防災の訓練と言ってみんな持ってるかと言って、訓練の前には持っておけよと言って話したら駄目ですよ。そういうことで、ちゃんと現実論としてできる体制をとってほしいなあとと思います。

それから前から言ってますね、私、地震が小さくても大きい津波が来ると。緊急地震速報、緊急津波速報で地震が小さいと言う、これ海底の地震津波計で一応地震は小さい、津波は大きいと判断する場合があります。でも、それを本当かと思う人が多分大勢いるだろうと思う。これ一遍ね、防災訓練にこれを取り入れてもらいたいですよね。緊急地震速報で地震が小さくて、津波が大きい場合があると。大きい津波が来るよという事を地震の防災訓練の中に取り入れてやっていただいたら、大々的にああそんなことがあるんだと分かると思いますけれども、どうもそのあたりが皆さん方に周知というのできてないような気がするんですけれども、これをちゃんと周知やってくれていますか。

島田とくしまゼロ作戦課長

西沢委員長のほうからゆっくり滑りによる地震の件について御質問を頂いております。過去にも明治の三陸地震でありますとか、震度は4程度でありましたけれども岩手県の三陸沖では約38メートルの津波があったということも知っておりますけれども、この件につきましては。(「南海地震もあったよ」という者あり)南海地震もそういった所があるところがございますけど、やっぱり揺ったらすぐ避難するという即避難について、しっかりと周知啓発はしているところではあるんですけれども、改めてそういったものにつきましても、県民の皆様に周知啓発を図っていききたいなというふうに考えております。

西沢委員長

だから、今までやってないでしょと、こういうことのアピールは。そして先ほど言いましたように震度4でも大きな何十メートルの津波が来ると。それは他の所だけでも、この南海トラフでも分からないですよ。どんどん、ずずずずーっと滑って10メートル海底が滑ったら10メートルの津波が来るんですよ。だからそういうことをちゃんと皆さんが周知を図ってくださいというのを前から言ってきました。それをなかなか周知が難しいから防災訓練に取り入れてくださいと。そしたら皆さんがこんなことがあるんだとよく分かると思うんですよ。今だったら100人に1人か2人知っているかどうかぐらいだと私は思いますよ。それが緊急地震速報で地震が4だと言って、嫌でも大きな津波が来ると言っても誰が信用しますかという、本当に疑心暗鬼になって、逆にそのあたりでわーわー言っただけでさっぱり分からないような状態になりますよ、今の状態だったら。そんなこと馬鹿な、そんな馬鹿なと言って。逃げている人まで引っ張り込んで逃げないように、そんな逃げない人いないわという可能性が出てきますよ。だからこそ訓練は絶対必要だと思います。だから訓練をやってくださいと言っているんですよ。

島田とくしまゼロ作戦課長

震度が低くても大きい津波があるということを踏まえた訓練ということではありますけれども、この件につきましては今後の訓練の中でこういった訓練ができるかについて委員長の御意見も踏まえまして検討させていただけたらなと思っております。

西沢委員長

じゃあ、それは検討するとして、その他に、どうやって周知しますか県民に。

島田とくしまゼロ作戦課長

震度が低くても津波が発生するという件につきまして、ホームページ等々で啓発は図っているところなんですけれども、更に周知を図っていったらなというふうに考えております。

西沢委員長

もっとね、インパクトのあるような方法でね、皆さんに周知しなかったらね、ネットに載せていますよという程度ではなかなかそんな周知徹底なんかできませんよ。やっぱりちゃんと表に出してやらなかったらいけないと私は思います。この前も言いましたよね。避難場所ですか、そういう所の入り口を学校なんかだったら多分ほとんどが夜閉まっているでしょう。それを鍵ボックスの鍵が地震のある程度の震度で開いて、中から鍵を取り出してやると。でもこれは地震の程度が大きい場合ですよ。震度5で開くとしたら震度4だったら開きませんよね。その時にそこへ行っても鍵は取り出せませんよね。その時には当然ながら何かでガラスか何かの入り口を割らないとしょうがないでしょう。そんなことがありますよ。でもそれ以前にそこまで逃げていくかどうかの問題もあるんですよ。だからやっぱり徹底してそういうこともあるんだということを知らせなかったらいけないと私思いますよ。このままだったら大勢の人が緊急地震速報で小さいと、震度4ぐらいだと、その時に大きな10何メートルの津波が来る予定と緊急津波速報で言ったって信じませんよ。本当に逃げてる人の足を引っ張って、逃げなくていいわと言う人が多いですよ。絶対間違っている。そんなことがないようにしませんか。そんなのソフト対策じゃないですか。それで大勢の人が助かりますよ、多分。今のままだったら大勢の人が亡くなりますよ。ちゃんと答えてほしいと思いますけど。

島田とくしまゼロ作戦課長

委員のほうからソフト対策について御質問を頂いております。この件につきましては、先ほどの一例ではございますけれども、津波避難場所の管理のキーボックスにつきましてはその機器に頼るだけではなくて近隣の住民の方に鍵を渡したりですね、そういった対策も併用して市町村にお願いしているところがございます。そして県のほうでも周知する機会もあります。そしていろいろな講座の機会がありますので、その都度住民の皆様には周知をしたいなというふうに考えております。そして企業と連携しまして防災ハンドブックも作成しておりますので、そういった中でそういった点につきましてもしっかりと周知してまいりたいというふうに考えております。

## 西沢委員長

本当の話、もっとちゃんとやってほしいですね。だから例えば今テレビで11チャンネル、12チャンネルか、県が例えば防災の談義する時ありますよね。あんな時に表でちゃんと言ってください。そしたらまた見る人います。そんなね、ブックに載っているとネットに流してるとか、そんなんでは周知不足です。ちゃんとテレビで発言してください。楠本部長、責任を任せましたよ。

## 楠本危機管理部長

まず委員長から、いわゆる、ゆるゆる地震、これ慶長1605年の津波、徳島でもそういったのがあったであろうと。特に情報がないので揺れが小さかったら逃げないということ、これも従来から委員長から言われまして、私もいろいろな講演会、これ企業のほう、私、マリンピアとかいろいろな企業、工業団地の危機管理としていろいろな講師に行った時も、まず海岸では揺れを感じたら注意報とかそういうのを待たずに避難すると言ってるんですが、徹底ができてないというお言葉なので。もう一つは感知ができてない。揺れを感じたらいいかという問題もあるんです。そういった全く揺れを感じないのに来るような場合もありますので、そこらあたりも十分、今DONETとか、そういった海底の地震計とか津波計のようなものもできておりますので、そういったものでより精度を高めるとともに、海岸近くであれば、とにかく揺れを感じたら即避難するというのは徹底してまいりたいと思います。私もおかげでラジオに出て、そういう時はしゃべってましたが、そういったなかなかテレビとか出る機会がないので、またそういういろいろな場合があれば徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、委員長よろしくお願いいたします。

## 西沢委員長

あのね、地震を感じたら逃げるって、震度2、震度3で逃げますか。震度4で逃げますか。多分私でも震度4で逃げない場合があるね。震度5だったら考えるね。普通だったらよ。普通だったらそうでしょう。震度5だったら逃げないといけないかなあと思って。震度4だったらどうしようかなという、多分逃げないでしょうね、大勢の人が。だからそんな事ではいけないと。そういう揺れに対してだけ考えたら駄目だと。幾ら何か揺れを感じたら逃げないさといって、震度1で逃げますかという話になってくるんだから、でも震度1で大きな津波が来る場合もあるんだから、でしょう。だからそういう誰もが全く思いもしないことが起こる可能性があるんです。地震と津波というのは別の問題なんですから。大きかったら大きいのと違うんですから。やっぱりそこらあたりはね、しっかり県民にも知っていただくという努力をしなかったら大勢の人がこれ本当に大変になりますよ。多分今のままだったら大変だと思います。誰も信用しません。だからこれをちゃんとやるのが行政だと思います。楠本部長の責任だと思います。坂東課長は横でフォローしないとイケない。尻叩かないとイケない。頼みますよ。では坂東課長一つ答えてください。

## 坂東危機管理政策課長

震度が少ない場合の津波の被害に関しましては、遠地津波、例えばチリ津波の場合、

1960年のチリ津波であれば全く日本では震度は感じていない中でも、実際に3メートルを越える津波がやってきて東北中心に被害が出たという事例もございます。チリ津波があつて、あの当時、太平洋の津波観測網がなかったというのがありまして、その後、津波の観測網ができたということがあります。例えばスマトラの地震があつてその時にインド洋に同じように観測網がなくて、その後に現在構築中だと思えますけれども、やはり観測網が今、従来は、慶長の時、明治三陸の時、やはりできてなかったというのは事実であります。現在は震度との絡みで、当然、我々の啓発が不十分であるかも知れませんが、観測網を生かして、当時とは違って緊急地震速報、それはその後の、緊急地震速報が仮に流れなかったとしても、大津波警報に関しましてもエリアメールを通じて周知を図るという体制が現在はできておりますので、そうしたものと併せて、揺れれば逃げると、従来の情報に頼らない形の防災というものも併せて、啓発をうたってまいりたいと考えております。

#### 西沢委員長

だから、それがいけないとさっきからずっと、最初から言ってるじゃないですか。あのね、ちょっと前まではね、地震というのは案外近くで起こると。東日本大震災の時にあれだけ馬鹿でかくなつたのは、もっと遠くまで、要するに潜っていく初めぐらいまでがその地震の範囲内だろうというふうに言われていますよね。そしたら沖に行くと止めるものがないからどんどん広がって行って、面積が大きくなっちゃったということが言われていますけれども、結局この沖合も通常考えてたよりも地震の範囲を広げましたよね。でも沖だけが起こったらどうするんですか。今まで入れてなかった沖だけ。ということは震度が1, 2になるかならないか、要するに全く接着してない所がずうっと行くんですから、ほとんど潜り始めの時はね。そうするとそれでも10メートル、20メートル、ずうっと高さが滑ると10メートル、20メートルの津波が来るんですから。震度が1, 2有る無しの中で。そんなことが分かってきたということでしょう。東日本大震災でもそこまでいってしまったと、今まで行くと思わなかったのがいってしまつて大きな津波になつたという所もあるんですよ。だから、そういう原理的な物は別にしてそういうことがあるんだと。地震が小さくても大きい津波が来る場合があると。それをちゃんと周知するということが必要であつて、あっちこっちでチョコチョコ言ってますというのではなくてドンと言わなければいけないのですよ。みんなが本当にそんなことがあり得るんだということを理解する仕方を、ちゃんとしないといけないと最初から言っているわけですよ。何かその方向では答えられないから。だから私が言いたいのはみんなが周知するためには訓練でバンとやるのが一番だと。こんなこともあるんだということをみんなに周知するというのが、県の大きな防災訓練の中で、そういうことも取り上げるといったら、ああこんなこともあるのかなとってその時に緊急地震速報が小さくても大きい津波が観測されてくるよと聞いたら、あつ、あんなことも聞いたなと言って、みんながそのつもりで逃げるわけですよ。今だったら逆に知らない人は足引っ張りますよ。そんなことがあるかと言って。それを最初からずうっと言ってるわけじゃないですか。それを何かこう聞いていたら煮えたか沸いたか分からないような何か方向だから、このままで終われない。これで40分かかってしまうじゃないですか。



## 楠本危機管理部長

そういった防災訓練とかの際に、揺れたら逃げると。地震が小さくても必ず沿岸線では逃げるようにということを、そういった訓練の中でも取り入れて周知を図ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

## 西沢委員長

最初からそう言ってくれたら5分、数分で終わってしまうのに、この質問は。でもこれ本当の話、それによって大勢の人の命が助かると私思いますよ。よろしく願いいたします。次の訓練の時やってくださいね。

それからですね、非常用電源とか太陽光発電のことに移ります。これを言いたくて立ったようなものだったんですけども。大分前になりますけれども、もう十何年前にはなりませんけど、元々が27年前に私県議会議員になってからこの建物が建っていますから地下から一番上まで何回も見て回りました。そこで地下2階かな、非常用電源があったり、一番上の電波飛ばす所で電線がピンと張っていて、これはやばいなと思ったり、やっぱり防災という目から見たら何かやばいなというような状態があちこち見えたわけですよ、この県庁の中でも。その時に一番最初、地下2階に非常用電源があったものですから潰かるのではないかと行って、県庁は5センチメートル潰かってもプールになるよと言ったら、いや絶対に潰かりませんと言い張って、結局は潰かることになって、その後で入り口に壁をやってみたり。今日初めて知ったんだけど、地下2階の非常用電源は上に全部上げてしまって地下には何もないと。これでいいですね。

## 坂東危機管理政策課長

県庁の耐震、発電等の設備についてのお問い合わせでございます。東日本大震災を受けて、その後、県で新しい津波浸水想定を公表したものを受けまして、これ所管は管財課なんですけれども、管財課に確認しましたところ、庁舎の機能を維持するために発電装置につきましては全部屋上のほうに上げております。耐震対策につきましても加速度というか、2Gまでを想定して、地震の揺れを想定して、耐震化の対策を講じた状態で上げているという状況でございます。

## 西沢委員長

私はずっと前にそれを指摘して、なかなかしてくれなくて、東日本大震災があって初めてやったというところで、結局その津波に潰かるだろうということと、それとバッテリーは大型車のバッテリーみたいなやつがかなりたくさんビッシリ並んでいて、そしてプラスとマイナスをかつちり引っ付けてあるんですね。ちょっと動いたらプラス、マイナスの所がパキッといくような状態だったから、こんなのがいいんですかって、そして、全体を見たらそんなカチッと止めているようなものがなかったから、ちょっとまずいのではないかと。要するに非常用電源なんかでもそういう耐震的なものでなかったら駄目だよという話もあって、その時にどうにかしてよと言ったら、何か荷物をくくる時の薄いビニールのひもでグルグルと巻いていました。後から行ったらね。こんなのがいいのかなと思いました

けど、それから見に行っていなくて。今日聞いたら上にあげましたという話だったから、それも強固にしましたと。まだこれ見に行っていないのだけど強固にしたと思います。そういうことで地震がきても耐震的な非常電源になっていると思いますけど、でもこれ県庁だけでは駄目ですよ。そういう災害に対して、必要な市町村も含めて、県も含めてそういう対地震対策、対津波対策ですね、この非常用電源もですよ、やらないといけません。それと、1か月半ぐらい前に新聞に載ってましたね、太陽光発電、これも対地震対策が悪いと。足元でボルトで接触している所が何かあまりうまくいっていないとか、それからどこか持って行くのにバッテリーがちゃんと無かったり、ちゃんとできていないということがかなりあったと。徳島県はなかったと書いてありますけど、徳島県は市町村、県を含めたそういう対地震対策、耐震対策は本当に大丈夫ですか。

#### 坂東危機管理政策課長

非常用電源につきましては、基本的に市町村に対してはBCPの作成というのを今お願いをしております、その中で、当然庁舎を維持するため、庁舎を機能させるためには現在であれば電源というのは不可欠になっております。このため太陽光発電も含めまして非常用の発電機の設置というのは全てできておるんですけども、更に耐震対策というものについても再度確認を行いたいと考えております。

それと、太陽光発電につきましては、これは電気事業法に基づくJISの基準というものがございまして、この中で一定の基準、例えば耐震性というものは満たされておることなんですけれども、経済産業省のほうで、最近台風などの場合にその発電エリアからパネルが強風で外へ飛んでいくということもございまして、安全確保に向けた基準、設計のガイドラインというものを現在作る作業を進めておるようございまして。その中では当然、地震対策につきましても、比較的悪い地盤を想定するでありますとか、基礎につきましては、鉄筋コンクリートの基礎に限定するでありますとか、そういった基準を現在検討を進めていると分かっておりまして、これから感電リスク、例えば水没実験だとか、感電リスクにつきましても、また、風圧に関する安全評価とか、水没実験に関する感電リスクなどの評価を経まして、平成31年度中にこれらに対する安全対策を検討して技術基準の見直しを行うというふうに聞いております。

#### 西沢委員長

今日、牟岐町の役場に電話をしまして、牟岐町の旧の小学校の屋上に設置しました太陽光発電のパネルがパーンと飛んでしまいましたね。で、下に向けてちゃんと取り付けがあったのと言ったら、やりましたと言っていました。でも風で飛んでしまいました。じゃあどれだけの風だったの。牟岐町は風速計を設置してないんです。日和佐はありますね。日和佐はどれだけの風だったかな。海南もあるのかな。両町の最大風速はどれだけの風だったんですか。

#### 島田とくしまゼロ作戦課長

台風第21号の際の最大瞬間風速は美波町で40メートル。風速計につきましては美波町と海陽町に設置しています。

西沢委員長

海陽町は。

島田とくしまゼロ作戦課長

すみません、海陽町については手元に資料がありませんので、最大でお答えさせていただいております。

西沢委員長

今日聞いたら太陽光パネルは40メートル以上の設定になっているらしいですね。40メートル以上まで耐えられるものでなかったらいけないと。牟岐町は多分40メートル超えています。これから台風が大きくなってきてどうなるのかなあと思うんですけどね。牟岐町が一番多分大きかったんだらうね、風はね。長時間で風が大きかったから、40メートルは優に超えていたんじゃないかなあと、優とつけるぐらい大きい。大分こう被害に差があったからね。40が42とか43とかいうそんなものではないと思います。かなり多分両町から風があったぐらいと思いますけど。でもそれで飛んでしまった。聞いてみたら新しい小学校とか保育所を造っていますけれども、ここにもやっていますけれども、そちらの被害は聞いてませんと。役場もね、総務課ですけれども、聞いてませんと。だから旧の小学校だけが被害があったと。牟岐町でも地域によって風の大きさが違ったんだらうと思いますけれども、太陽光発電で飛んでしまったのは1か所だけだったという話です。けど民間のほうがもっと飛びやすいのと違うかなあ。だだっ広いような田んぼの中に建っていて、見るとコンクリートでまず足場をドンと置いてそれにボルトでやっているというのをよく見かけますけど、あれだったら風が大きかったらまくって飛んでしまいますよね。それは40メートルどころか、30メートル台でもやばいかなというところが一杯ですね。その中でさっき言っていたように感電する可能性は十分ありますよね。高圧ですからね。津波がこなくてもその線によってかなり大変なことになるだらうし、津波によったら前に流れてきた人が感電死する可能性が十分にありますよね。高圧ですから、中に入ったらいけないという、だからフェンスしていますからね。だから、それを後数年で国のほうが基準を作る、対策を練るということですけど。でも考えてみたら当たり前の話ですよ。海岸でも一杯太陽光発電を設置しているし、そこらあたりの基準が最初から無かったっていうのもどうなのかなあという気がしますけれども、やっぱり、まずは県の施設、市町村の施設は大丈夫なのか、そんなのを待たずに補強をする必要があるんじゃないかとかね。そういう非常用電源なんかも大丈夫なのかどうか、バッテリー系統とかが地震でやられないのとか、もう一遍見直して、本当はこれを設置する業者そのものが、設計する業者そのものが、地震によって使わないといけないんだから当たり前じゃないですか、耐震化というのは。それをやったらパキッといくような程度では設計がおかしいじゃないですかと、私は言いたい。私はそう見たんですよ。十何年前に見た時にね。やっぱり非常用電源を設置する業者が専門業者でないのだなと思いましたよ。そういう目でもう一遍県内の重要な所は市町村含めて見直していただくように。国を待つまでもなく一つよろしく頼みます。いかがですか。

坂東危機管理政策課長

庁舎の電源対策につきましてはBCPの観点から再度徹底を図ってまいりたいと考えております。

西沢委員長

頼みますよ、本当にね。そういうやっぱり一つ一つね、造るときに業者がやっているから大丈夫だと思わないで、自分の目で大丈夫かどうかの確認というのは必要ですね。業者も荒っぽいですね、そういうふうに考えたらね。そう思います。

それからもう一つ最後です。私この前も一般質問で防災の全体計画を言いましたよね、中山間地と沿岸部と。あんなのももう一遍必要な所は検討していただけたらと思いますね。これは頼みます。必要でない所はしていないですけど、必要な所はやっていただけたらなと思います。その中で中山間地というのは当然ながら津波にはやられないし、地震の後で生き残っていくためには大切な地域だし、その中で住宅なんかも仮設住宅といわず、ある住宅ができるだけ後からでも使える、中山間地にある住宅そのものが使えるような住宅の耐震化の在り方。今までの耐震化は潰れて人がそこで亡くならないようなことが耐震化ですから。じゃなくて、それを後々でも使っていけるようなそういう耐震の安全度のアップですね。安全度をもうちょっと上げて、地震の後からでもそれを使えると。それが一番、本当にトイレもちゃんと使えて、鉄管でも打ち込んで井戸にしていたら、水もトイレも家もあるし、後は食べ物は近くにあるしということで、みんなが寄って生き残っていけると。その中で家の耐震化をもっとレベルアップするという中で、そこで他のやられた人を受け入れて間を貸してやるんだという受入対策も含めてやると、要するにそこでの補助率もアップして、お互いに助かるんじゃないかと。そういうことも国のほうにもお願いしてね、中山間地の補助率アップ。お互いに助け合いの中での補助率アップということをやるといいのかなと思います。返事は求めません。国のほうにも相談してできる所はやってください。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」という者あり)

なければ以上で質疑を終わります。

これをもって防災対策特別委員会を閉会いたします。(14時44分)